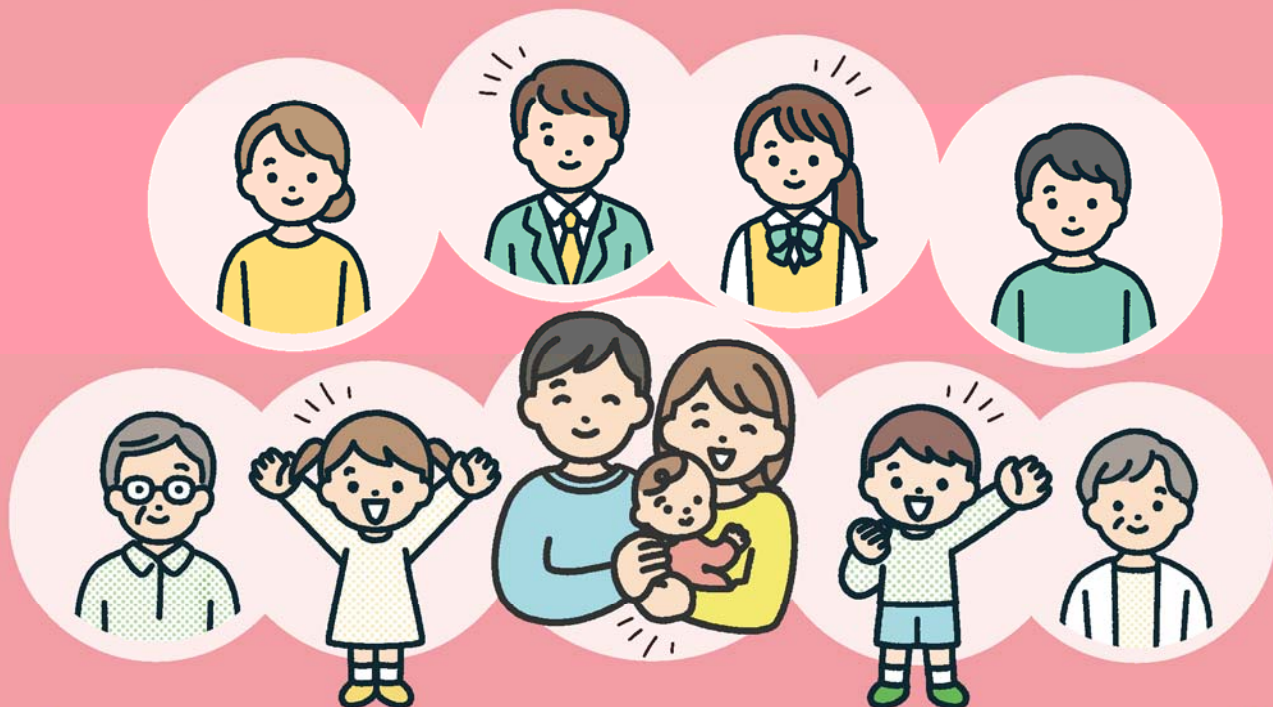


第3期
須恵町
子ども・子育て
支援事業計画

子どもがまんなか 笑顔輝く
未来へつなぐ まちづくり



令和7年3月
須恵町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の背景	1
2 計画の趣旨	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画期間	2
(3) 計画の対象	2
(4) 須恵町子ども・子育て会議の設置	3
(5) アンケート調査の実施	4
(6) ヒアリング調査の実施	5
(7) パブリックコメントの実施	5
3 国・県の動向	6
(1) 国の動向	6
(2) 県の動向	6
第2章 須恵町のこども・子育てを取り巻く現状	7
1 総人口・世帯数の推移	7
(1) 人口の動向	7
(2) 世帯の動向	9
2 出生の動向	10
(1) 出生数の推移	10
(2) 合計特殊出生率の推移	10
3 婚姻の動向	11
(1) 女性の就業状況	11
(2) 未婚率の推移	11
4 就業の動向	12
5 アンケート調査結果の概要	13
(1) 保育等のニーズ調査	13
(2) 子どもの貧困対策計画調査	14
(3) こども・若者計画調査	17
6 ヒアリング調査結果の概要	18
(1) こどもを取り巻く環境、子育て支援の現状について	18
(2) 子育て支援に必要な取組について	18
7 第2期計画の実施状況と評価	19
8 こどもや子育て家庭、若者を取り巻く課題の整理	22
(1) こども・若者を取り巻く課題	22
(2) 保護者・子育て家庭を取り巻く課題	23
第3章 第3期計画の基本的な考え方	25
1 基本理念	25
2 基本目標	25
3 計画の体系	26

第4章 目標と施策	27
基本目標1 こどもの健やかな成長を切れ目なく支えるまちづくり	27
(1) こどもの誕生前から幼児期まで	27
(2) 学童期・思春期	31
(3) 青年期	36
基本目標2 困難を抱えるこども・若者を支えるまちづくり	38
(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	38
(2) 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進	39
(3) こどもの貧困対策の推進	41
(4) ひとり親家庭等への支援	42
(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	43
(6) 児童虐待の防止、社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援	44
(7) こども・若者の自殺対策の推進、犯罪などからこども・若者を守る取組	46
基本目標3 こどもや若者、子育て家庭を支える地域づくり	49
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	49
(2) 地域の子育て支援、家庭教育支援の推進	50
(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの参画促進	51
第5章 事業計画	52
1 教育・保育提供区域の設定	52
2 量の見込み及び提供体制の確保方策	52
(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業	52
(2) 地域子ども・子育て支援事業	57
第6章 計画の推進にあたって	69
1 計画の推進体制	69
2 計画の評価・見直し	69
3 目標指標	69
(1) 「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標	70
(2) こども・若者、子育て当事者の状況等を把握するための指標	70
資料編	71
1 須恵町子ども・子育て会議条例	71
2 須恵町子ども・子育て会議委員名簿	73
3 須恵町子ども・子育て会議審議経過	74
4 関係法令等	75

第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景

我が国のこども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」（平成17年施行）、「子ども・子育て支援法」（平成27年施行）をはじめとした各種法に基づき、待機児童対策や幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止対策の強化等、こどもに関する施策の充実に取り組んできました。しかし、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていない状況です。児童虐待相談や不登校の件数は増加しており、こどもを取り巻く状況は深刻です。

このような状況のなか、令和5年4月に「こども基本法」の施行、12月に「こども大綱」が閣議決定され、次代の社会を担う全てのこどもが、健やかに成長することができ、将来にわたって、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための施策や取組が進められています。

「こども基本法」第10条において、市町村は、国の「こども大綱」及び都道府県が策定する「都道府県こども計画」を勘案して、こども計画を策定するよう努力義務が課せられました。また、こども計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定できるとされています。

本町では、令和2年3月に「第2期須恵町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、子育て支援に関する取組を推進してきました。今回、第2期計画が令和6年度をもって終了することから、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、こどもに関する各種計画を一体化した「第3期須恵町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和7年度から令和11年度）を策定しました。

【「こども」の表記について】

「こども基本法」において、「こども」とは、「心身の発達過程にある者」と定義されています。また、同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記がなされています。

以上を踏まえ、本計画では、原則として「こども」を用います。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」など、法令に根拠がある語を用いる場合や、既存の事業名や組織名などの固有名詞として用いる場合は「子ども」を用います。

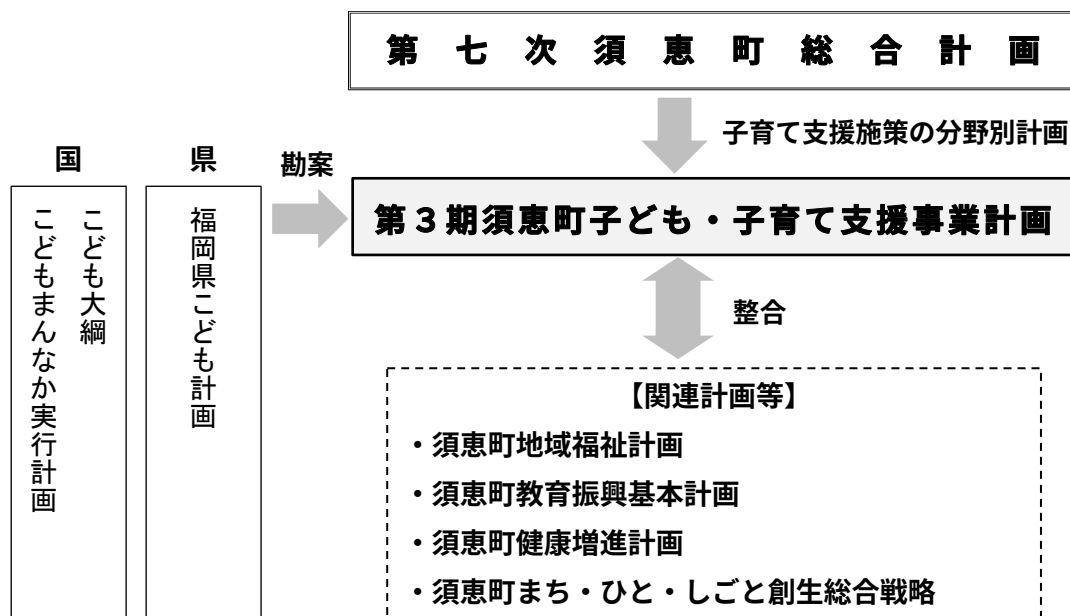
2 計画の趣旨

(1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条の規定に基づく「市町村こども計画」として策定します。また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定される「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定される「子どもの貧困対策推進計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と一体的な計画とします。

本計画の策定にあたっては、須恵町総合計画に即し、須恵町地域福祉計画、須恵町教育振興基本計画等の関連計画と整合性を図ります。

【計画の位置づけ】



(2) 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

(3) 計画の対象

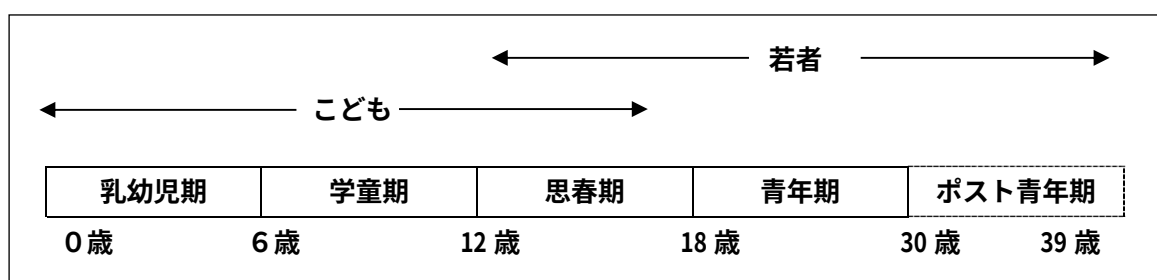
第2期計画の対象である18歳未満の全てのこども、妊娠、出産期からの保護者、子育て家庭等に加え、青年期、ポスト青年期の若者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている人や円滑な社会生活を営む上で困難を有する人）も対象とします。

【計画の対象（発達段階）】

計画の対象		発達段階（ライフステージ）の特徴
乳幼児期		・愛着を形成（人に対する基本的信頼感の獲得）する時期。 ・基本的な生活習慣が形成され、道徳性や社会性が芽生える。
学童期	小学生	・周りの児童との人間関係が形成される時期。 ・自他の尊重の意識や他者への思いやりの意識などが形成される。 ・一方で、発達の個人差から自己に対する肯定感の意識を持ってない場合や劣等感を持つ場合がある。
思春期	中学生 高校生相当	・自意識と客観的事実との違いに悩み、様々な葛藤の中で自らの生き方を模索し始める時期。 ・仲間同士の評価を強く意識し、親への反抗期が生じる場合がある。
青年期	概ね18才以上30歳未満	・思春期の混乱から脱して、大人の社会を展望するようになり、大人の社会でどのように生きるかを模索し始める。
ポスト青年期	30歳以上39歳以下	・青年期を過ぎ、社会の各分野に関して、自分の資質や能力を養い、努力する時期。 ・一方で円滑な社会生活を営むことに困難を有する場合がある。

※資料：文部科学省 「子どもの発達段階ごとの特徴と重視すべき課題」に加筆

【こども・若者の発達段階の年齢区分】



【「児童」について】

本計画で使用する「児童」は、児童福祉法において規定された児童で18歳未満の者です。

※「児童・生徒」については、「児童」は小学生、「生徒」は中学生です。

※「幼児」については、幼児教育に関する場合や乳幼児として使用する場合に「児童」の代わりに使用しています。

(4) 須恵町子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、学識経験者、子育て支援に関する事業者や関係団体等で構成する「須恵町子ども・子育て会議」を設置し、協議に基づいて策定しました。

第1章 計画策定にあたって

(5) アンケート調査の実施

子育て家庭の実態や、子育て支援ニーズ、こども及び保護者の生活状況、こども・若者の意識や生活等を把握することにより、今後の施策の充実に生かすとともに、「第3期須恵町子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とすることを目的として、保育等のニーズ調査、子どもの貧困に関する調査、子ども・若者計画に関する調査を実施しました。

ア 調査期間

令和6年5月8日～6月9日

イ 実施方法

実施した調査種別と対象者は次の通りです。

種 別	番号	対象者	対象者数 (件)	配布・回収方法	
				配布	回収
保育等のニーズ調査	①	未就学児の保護者	1,195	園 郵送	園、WEB 郵送、WEB
	②	小学生の保護者	1,037	学校 郵送	学校、WEB 郵送、WEB
子どもの貧困対策計画 調査	③	小学5年生保護者 中学2年生保護者	653	学校 郵送	学校、WEB 郵送、WEB
	④	小学5年生本人	354		
	⑤	中学2年生本人	359		
こども・若者計画調査	⑥	15歳～39歳本人	986	郵送	WEB

ウ 回収状況

実施した調査種別と対象者は次の通りです。

番号	対象者	対象者数 (件)	回収数 (件)			回収率 (%)
			園・学校 郵送	Web	計	
①	未就学児の保護者	1,195	338	526	864	72.3
②	小学生の保護者	1,037	297	502	799	77.0
③	小学5年生保護者 中学2年生保護者	653	274	202	476	72.9
④	小学5年生本人	354	185	82	267	75.4
⑤	中学2年生本人	359	137	92	229	63.8
⑥	15歳～39歳本人	986		271	271	27.5

(6) ヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたり、町内のこども・子育てに関係する各種団体等から町の現状や課題等を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

ア 調査期間

令和6年7月29日（月）、8月1日（木）

イ 実施方法

ヒアリング対象団体の代表者に調査票を配布し、後日、調査票に基づき、直接ヒアリングを実施しました。調査実施団体は次の通りです。

調査実施 団 体	町内の保育所・幼稚園・認定こども園（6園）
	須恵南幼稚園・わかすぎの杜保育園・須恵めぐみ保育園・ アザレア幼児園・れいんぼ一幼児園・明道館
	須恵町民生委員児童委員協議会（主任児童委員）
	共生のまちづくり推進協議会（事務局長）

(7) パブリックコメントの実施

計画策定にあたって、多くの町民の皆さまから広く意見を募るため、令和7年2月17日（月）から令和7年2月28日（金）まで、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

3 国・県の動向

(1) 国の動向

第2期須恵町子ども・子育て支援事業計画が策定されて以降、下記のようにこども・子育て支援に関して制度改正等が行われています。

【こども・子育て支援に関する国の動向】

時 期	概 要
令和5年4月1日	「こども基本法」が施行 こども家庭庁の設置
令和5年12月22日	こども基本法第9条に基づき「こども大綱」を閣議決定
令和6年5月31日	「こどもまんなか実行計画」の決定
令和6年6月5日	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、妊婦等包括相談支援事業やこども誰でも通園制度、産後ケア事業等、こども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(2) 県の動向

福岡県においては、「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」に「福岡県子どもの貧困対策推進計画」、こども・若者計画である「福岡県青少年健全育成総合計画（青少年プラン）」を統合した「福岡県こども計画」（計画期間：令和7年度～令和11年度）が策定されます。

第2章 須恵町のこども・子育てを取り巻く現状

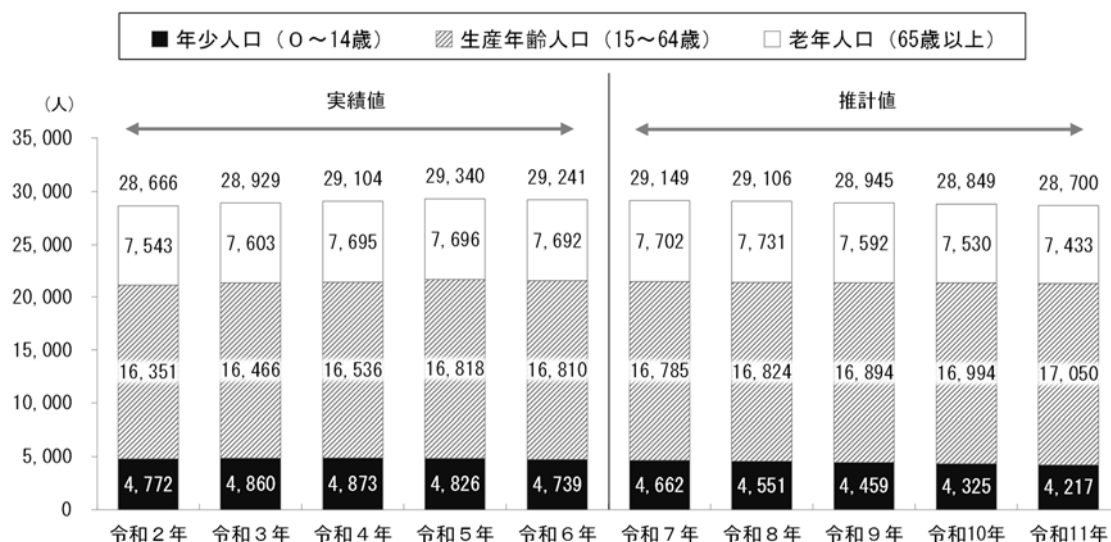
1 総人口・世帯数の推移

(1) 人口の動向

本町の総人口は、令和5年まで増加傾向でしたが、令和6年に29,241人とやや減少しています。その後も緩やかに減少し、令和11年には28,700人になると見込まれています。

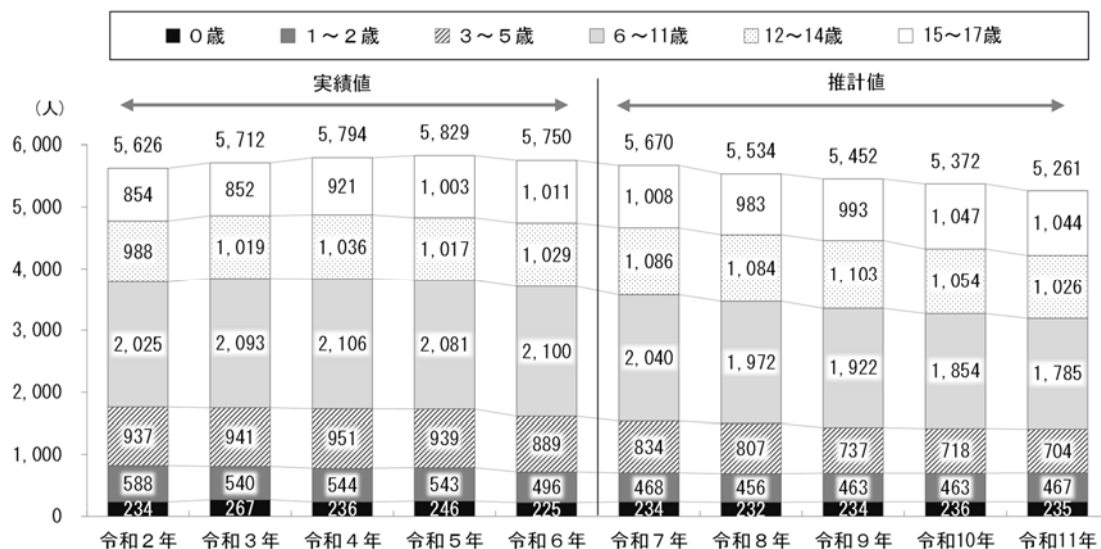
こどもの数の推移をみると、令和5年まで増加傾向でしたが、令和6年に減少に転じています。令和11年には5,261人に減少すると見込まれています。認定区分別にみると、2号と3号が増加傾向となっていますが、1号は減少しています。

【総人口・年齢3区分別人口構成の推移】



資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計値はコーホート変化率法による算出

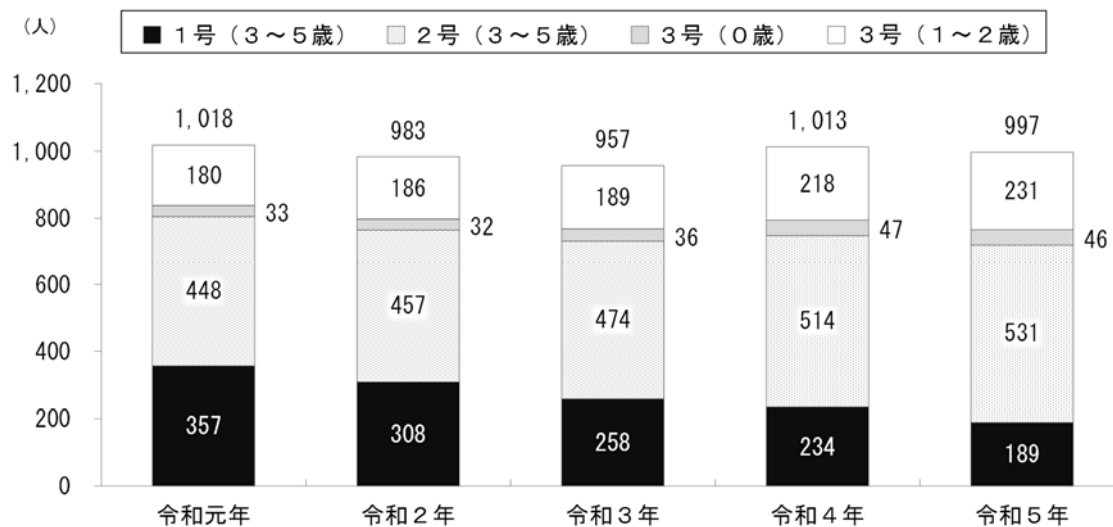
【こどもの数の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計値はコーホート変化率法による算出

第2章 須恵町のこども・子育てを取り巻く現状

【こどもの数の推移（認定区分別）】



資料：本町調べ（各年5月1日時点）

※ 1号：教育を希望するこども（3～5歳）

2号：保護者の就労等を理由に保育が必要なこども（3～5歳）

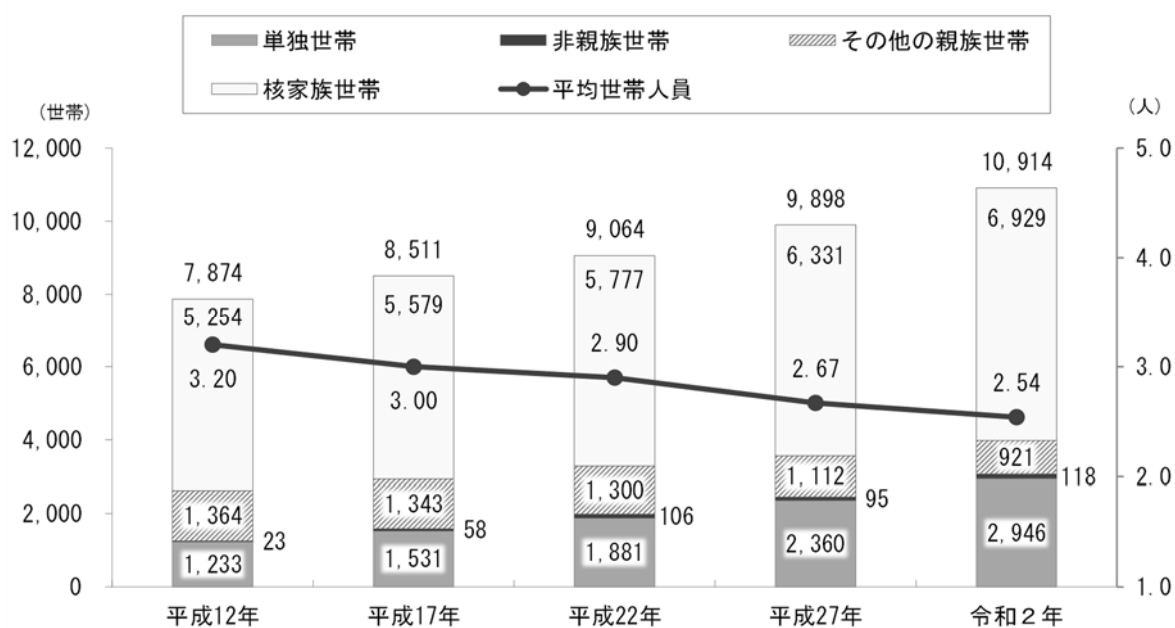
3号：保護者の就労等を理由に保育が必要なこども（0～2歳）

(2) 世帯の動向

世帯数は平成12年から令和2年にかけて3,040世帯増加しています。核家族世帯^{※1}は、全体の半数以上を占めており、平成12年から令和2年にかけて1,675世帯増加しています。平均世帯人員は減少傾向で、令和2年では2.54人となっています。

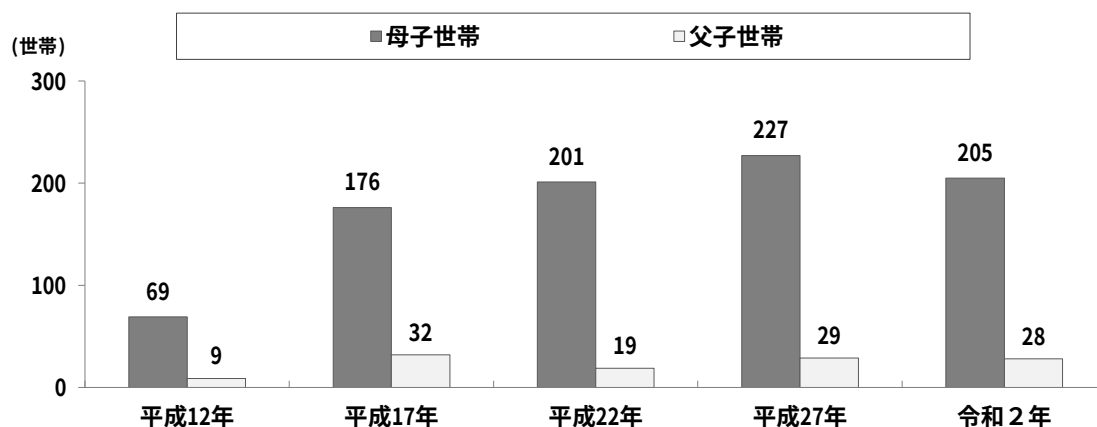
また、ひとり親世帯は、母子世帯は平成27年まで増加していましたが、令和2年に減少しています。父子世帯は平成27年以降、同程度で推移しています。

【世帯の状況（家族類型別）】



資料：国勢調査

【ひとり親世帯の推移】



資料：国勢調査

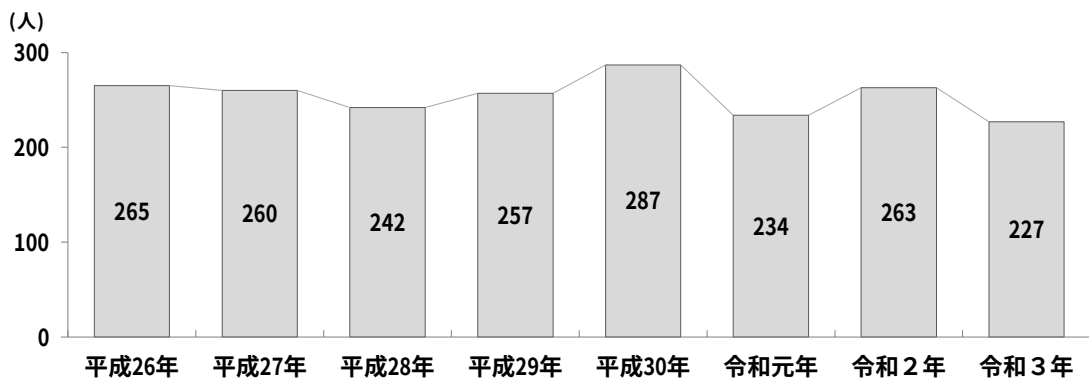
※1 核家族世帯：夫婦のみ世帯、夫婦とこどもから成る世帯、男親とこどもから成る世帯、女親とこどもから成る世帯のこと。

2 出生の動向

(1) 出生数の推移

出生数は、平成30年に287人まで増加しましたが、以降は減少傾向となっています。令和3年は227人で、平成26年以降で最も少なくなっています。

【出生数の推移】

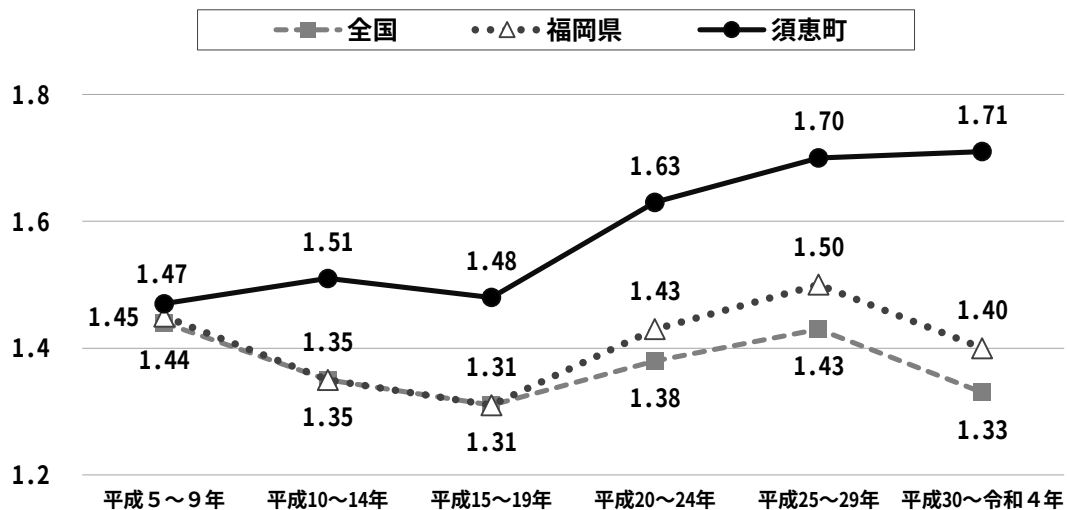


資料：福岡県人口動態統計

(2) 合計特殊出生率^{※2}の推移

須恵町の合計特殊出生率は、増加傾向となっています。全国・福岡県と比べて、国や県を上回って推移しています。

【合計特殊出生率の推移】



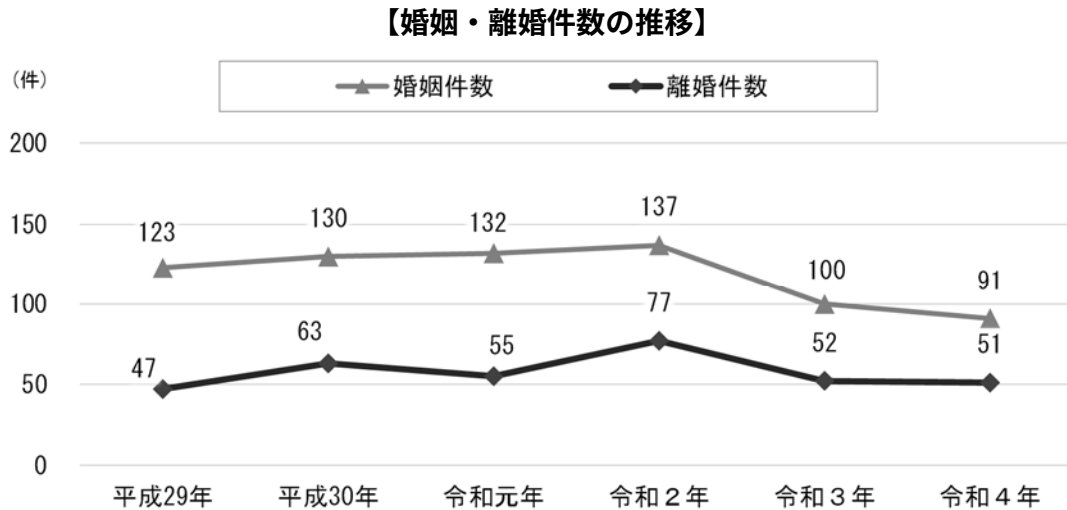
資料：福岡県人口動態統計

※2 合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に何人のこどもを産むか示すもので、15歳から49歳までの年齢別出生率を合計した数値。

3 婚姻の動向

(1) 女性の就業状況

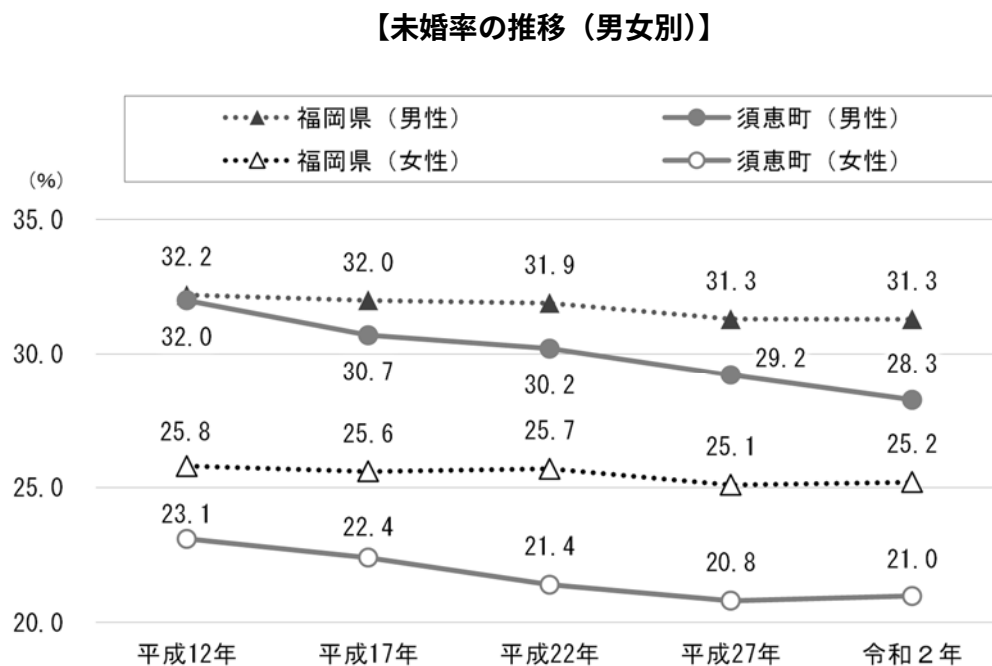
婚姻件数と離婚件数はともに、令和2年まで増加傾向でしたが、令和3年以降は減少しています。



資料：福岡県人口動態統計

(2) 未婚率の推移

須恵町の未婚率は、男性では減少しています。女性では平成27年まで減少していましたが、令和2年にわずかに増加しています。男性・女性ともに、福岡県と比較して低い値で推移しています。



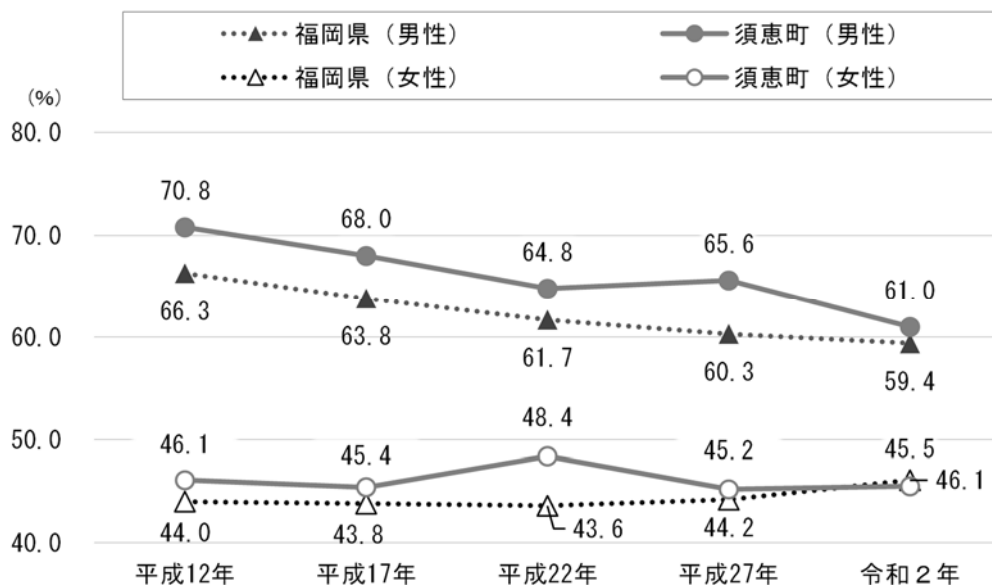
資料：国勢調査

4 就業の動向

須恵町の実業率は、男性では減少傾向となっており、令和2年は61.0%となっています。女性では、平成22年以降、減少しており45%台で推移しています。

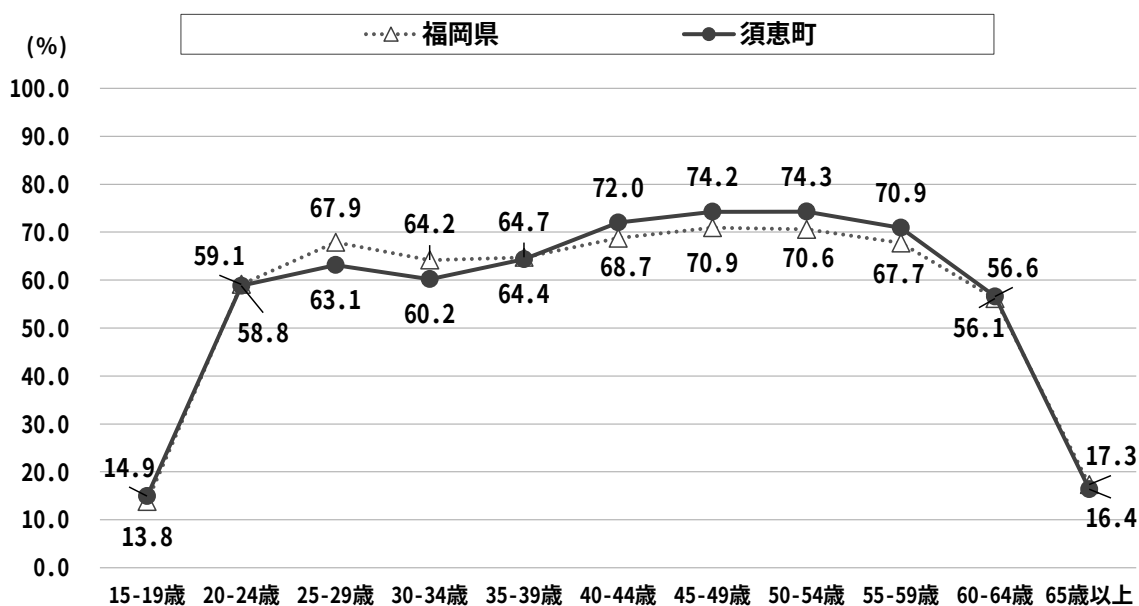
須恵町の女性の就業率を年齢別にみると、15～19歳、40～64歳の割合は、福岡県の割合より高くなっています。

【就業率の推移（男女別）】



資料：国勢調査

【女性の就業率（年齢別）】



資料：国勢調査

5 アンケート調査結果の概要

(1) 保育等のニーズ調査

ア 未就学児の保護者

- ① 母親の就労傾向が高まり、フルタイムの割合が増加し、教育・保育サービスの利用が多様化しています。
- ② 教育・保育サービスは、認定こども園の利用意向が高まっています。
- ③ こどもを健やかに生み育てるために町に期待することは、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」が75.8%と最も高く、前回から増加しています。
- ④ 子育てに喜びを感じている人が多数を占めていますが、子育てに不安や負担感を感じている人は前回から増加しています。

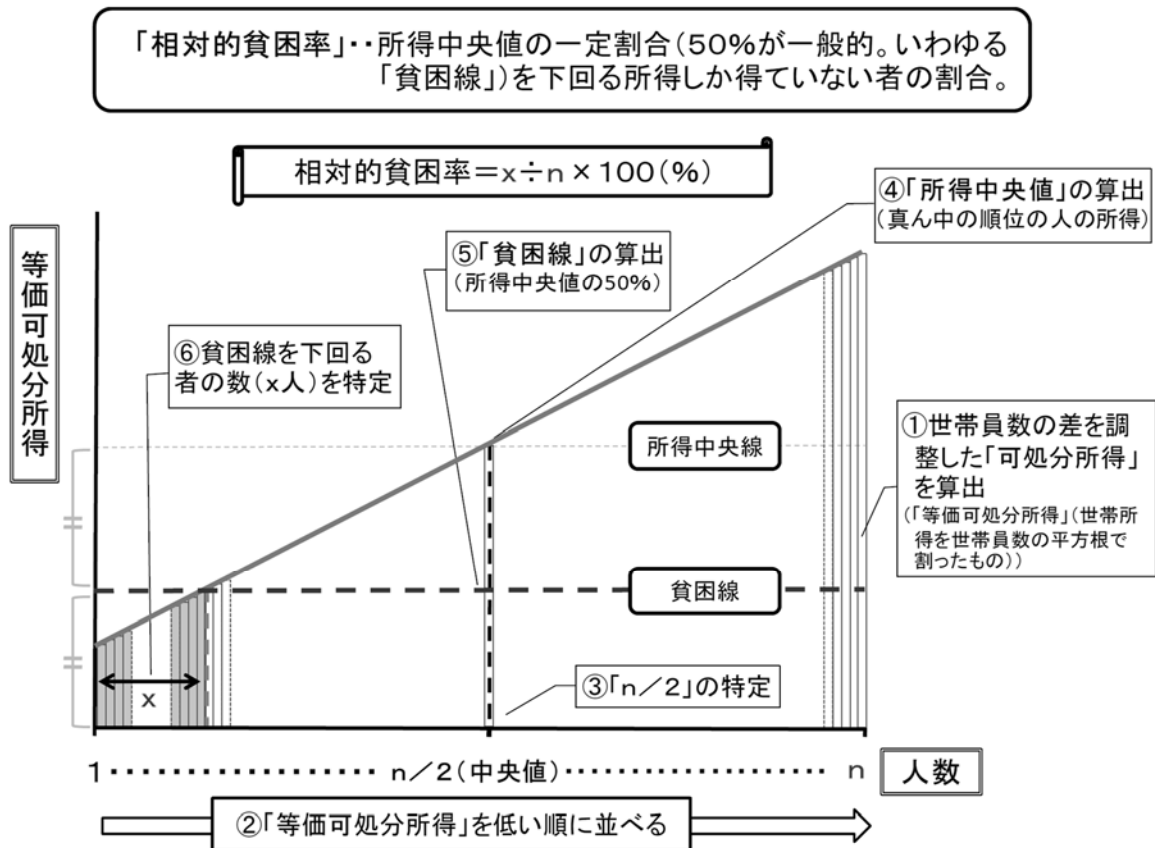
イ 小学生の保護者

- ① 母親の就労傾向が高まり、フルタイムの割合が増加し、学童保育の利用の希望が高まっています。
- ② 町の保健に関する情報サービス（育児相談など）は、認知度が56.1%で、利用経験率が高まっています。
- ③ こどもを健やかに生み育てるために町に期待することは、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」が64.2%と最も高く、「学童保育のほかにも、こどもの放課後の居場所を増やす」が前回から増加しています。
- ④ 子育てに喜びを感じている人が多数を占めていますが、子育てに不安や負担感を感じている人は前回からやや増加しています。

(2) 子どもの貧困対策計画調査

【本調査における「相対的貧困世帯」について】

- ・国においては、国民生活基礎調査を基に、世帯人数ごとの等価可処分所得（手取り収入を世帯人員の平方根で割ったもの。）の分布の中央値の半分の値を「貧困線」とし、貧困率を算出しています。



資料：厚生労働省

- ・本調査においては、国が算出した貧困線を基に、保護者票の世帯収入についての質問の回答を、「世帯人数ごとの相対的貧困層となる区分」にあてはめ、本町における「相対的貧困世帯」と定義し、それ以外の世帯については「標準世帯」と表記しています。(次頁の表1参照)
- ・保護者の集計・分析における「相対的貧困世帯」は、表1の44件を分析の対象としています。
- ・小学生本人・中学生本人の集計分析においては、保護者と児童生徒本人の調査票をもとに集計を行っています。(次頁の表2参照)

表1 有効回収数のうち保護者の回答から得られた「相対的貧困世帯」の世帯数とその割合

種別	国の貧困線の基準※	相対的貧困層となる区分	相対的貧困世帯数(A)	世帯人数の回答総数(B)	割合(A/B)
2人世帯	179万円	200万円	4件	9件	44.4%
3人世帯	219万円	250万円	10件	56件	17.9%
4人世帯	254万円	300万円	16件	186件	8.6%
5人世帯	283万円	300万円	7件	143件	4.9%
6人世帯	311万円	350万円	6件	54件	11.1%
7人世帯	336万円	350万円	1件	18件	5.6%
8人世帯	359万円	400万円	0件	5件	0.0%
9人世帯以上	381万円	400万円	0件	2件	0.0%
合計	-	-	44件	473件	9.3%

※国の貧困線の基準は「2022年（令和4年）国民生活基礎調査」のデータに基づく。

表2 保護者と児童・生徒本人の調査票が関連付けられた回答から得られた「相対的貧困世帯」の世帯数とその割合

	全体の回収数	保護者票と関連付けられた件数			割合(A/B)
		相対的貧困世帯(A)	標準世帯	計(B)	
小学生	267件	26件	221件	247件	10.5%
中学生	41件	11件	178件	189件	5.8%

ア 小学生・中学生の保護者

- ① 相対的貧困世帯は9.3%となっており、「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」(以下「子供の生活状況調査(国)」という。)における貧困層の割合(12.9%)より低い状況です。
- ② 現在の暮らし向きは、「大変苦しい」と回答した割合が、相対的貧困世帯が20.5%で、標準世帯の6.7%より高くなっています。子供の生活状況調査(国)における貧困層(19.6%)より、やや高くなっています。
- ③ 相対的貧困世帯では、「家族が必要とする食料が買えなかったことがあった」割合(38.6%)、「家族が必要とする衣服が買えなかったことがあった」割合(47.8%)は、子供の生活状況調査(国)における貧困層(37.7%、45.8%)よりやや高い状況です。また、「公共料金の未払いがあった」割合(15.9%)は、子供の生活状況調査(国)における貧困層(20.7%)より低い状況です。

第2章 須恵町のこども・子育てを取り巻く現状

- ④ こどもの進学先は、相対的貧困世帯では、「高校（高等部）」までが36.4%と最も高く、次いで「短大、高専、専門学校（専攻科）」（27.3%）、「大学またはそれ以上」（25.0%）の順となっています。「大学またはそれ以上」の割合は、子供の生活状況調査（国）における貧困層（25.9%）より、やや低い状況です。
- ⑤ 子育てについての心配や悩みごとは、相対的貧困世帯では「将来的な教育費」が81.8%、「生活費などの経済的な負担」が68.2%と高くなっています。
- ⑥ 将来的にあったらよいと思う支援は、相対的貧困世帯では、「こどもの就学にかかる費用が軽減されること」、「無料で利用できる塾などのこどもの学習支援の場が地域にできること」となっています。

イ 小学生本人

- ① 授業以外の勉強は、「自分で勉強する」、「塾で勉強する」割合は、標準世帯の児童の方が、相対的貧困世帯の児童より高くなっています。
- ② 進学先は、標準世帯の児童は「大学またはそれ以上」が22.6%と最も高く、相対的貧困世帯の児童は、「高校」が30.8%と最も高くなっています。その理由は、標準世帯の児童では、「希望する学校や職業があるから」、相対的貧困世帯の児童では「自分の成績から考えて」が高いのが特徴です。
- ③ 「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」、「目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている」が、標準世帯の児童の方が相対的貧困世帯の児童より高くなっています。
- ④ 生活の満足度の数値の平均は、7.8であり、十分に満足している側の値となっています。

ウ 中学生本人

- ① 「家の人に教えてもらう」割合は、相対的貧困世帯の生徒の方が標準世帯の生徒より高く、「塾で勉強する」は、標準世帯の生徒の方が、相対的貧困世帯の生徒より高くなっています。
- ② 進学先は、「高校」が標準世帯・相対貧困世帯の生徒ともに40%台で最も高く、「大学またはそれ以上」が、標準世帯の生徒では24.2%、相対的貧困世帯の生徒では17.6%となっています。その理由は、「希望する学校や職業があるから」が標準世帯・相対的貧困世帯の生徒ともに高く、「まわりの先輩や友だちがそうしているから」が相対的貧困世帯の生徒の方が高いのが特徴です。
- ③ 「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」、「病気や障がいがある大人の家族の身の周りの世話をしている」が相対的貧困世帯の生徒が、標準世帯より高くなっています。
- ④ 生活の満足度の数値の平均は、7.2であり、比較的高い値になっています。

(3) こども・若者計画調査

ア 15 歳～39 歳本人

- ① 回答者の年齢の割合は、「20 歳～24 歳」までが、24.4%で最も高く、次いで「35 歳～39 歳」、「15 歳～19 歳」となっています。
- ② 「未婚」が77.1%、「配偶者あり」が21.4%となっています。
- ③ 全体の66.9%が就労しており、「学生・生徒（予備校生含む）」は、25.1%となっています。他に、無職が2.2%などとなっています。
- ④ 『幸せだ』と87.5%が感じています。「そう思わない」が4.4%となっています。『幸せだ』と感じる割合は、国の調査結果（84.4%）よりやや高い状況です。
- ⑤ 孤独とすることが「時々ある」と「しばしばある・常にある」を合わせて17.4%みられます。国の調査結果（21.1%）より低い状況です。
- ⑥ 自分の将来に、「どちらかといえば希望がない」と「希望がない」を合わせて34.7%みられます。国の調査結果（33.1%）よりやや高い状況です。
- ⑦ 「こども・若者の意識と生活に関する調査報告書（令和5年3月）」において定義されている「広義のひきこもり」群^{※3}について、該当者は1人で、有効回収数に占める割合は0.37%（国の割合2.05%）となっています。また、「広義のひきこもり」群のうち、「狭義のひきこもり」^{※4}に該当する人はいませんでした。（国の有効回収数に占める割合1.10%）。「準ひきこもり」^{※5}の該当者は1人で、有効回収数に占める割合は0.37%（国の割合0.95%）となっています。

※3 国が実施している今回の調査では、普段の外出状況等から、ひきこもりについて定義しています。同一の定義を一律にあてはめた結果であるため、実際には必ずしも、ひきこもりの状態にはない人が含まれている可能性やひきこもりの状態にある人が除かれている可能性があります。

※4 「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からはほとんどでない」状態で、病気や妊娠時、専業主婦・主夫、介護・看護をしている人は対象から除きます。

※5 「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」状態で、病気や妊娠時、専業主婦・主夫、介護・看護をしている人は対象から除きます。

6 ヒアリング調査結果の概要

(1) こどもを取り巻く環境、子育て支援の現状について

- 入園式や運動会、参観日等の園行事に父親が参加することが増えてきている。
- 子育てに関する相談窓口がわかりにくいようで、保護者がどこに相談したらよいのかわかっていない場合が多い。
- 子育てに関する情報を広報に載せるだけでは、目にする人は少ないと思う。また、区に入っていないければ広報は届かないため、情報を知らない家庭も多いように感じる。必要なサービスを利用できていない保護者もいるのではないかな。
- こどもが歩いて行って遊べる公園が少ないと感じる。また、夏の暑い時期や雨の日でも遊べる場所について考えることが必要ではないかな。
- 保護者が子育ての悩みを話す場がなくなっていると感じる。支援するボランティアがいない現状がある。支援する側は高齢化し、活動を引き継いでくれる人がいないと聞く。また、「ボランティアをしたいが、どこに相談したらよいのかわからない」との声も聞く。
- こども誰でも通園制度のように、こどもや子育て家庭にとって良い制度ができて、その制度を支える人材が不足している現状がある。

(2) 子育て支援に必要な取組について

- 父親向けの子育て講座や父親が参加しやすい子育て教室を開催し、おむつの替え方等を実際に行うことができればよいと思う。
- 交通機関の利便性が高まれば、車を運転できない保護者もより外出しやすくなる。
- 親子が集まって何かできるような取組が必要なのではないかな。母親同士のコミュニティ、悩みの相談ができる場が身近にあればよいのではないかな。
- こどもたちが安全に遊べる場所が必要である。
- 保護者のリフレッシュが必要な場合もあるかなと思うが、家庭でこどもと過ごす時間も大切にしてほしい。
- 子育てに目が向けられる社会であることが望まれる。保護者の働く時間自体を短くし、できれば土日はこどもと過ごすことができるような配慮、保護者がこどもと一緒に過ごせるような勤務体制づくりが必要なのではないかな。こどもが熱を出した時に休みやすい職場の雰囲気づくりも大切である。
- 保育士の人材確保が課題であるが、園だけでの対応では限界がある。また、役場が求職者と園のマッチングや園見学の仲介に入る等、具体的な支援をお願いしたい。

7 第2期計画の実施状況と評価

第2期計画では、3つの基本目標を定め、基本目標ごとに基本施策を定めています。令和2年度から令和5年度までの施策の取組状況について、担当課の評価を踏まえ、取組の実施状況を次のように整理しました。

目標1 子どもの健やかな成長を支えるまちづくり

(1) 就学前教育・保育

基本施策1 多様な質の高い保育サービスの確保
・令和4年度にアザレア幼児園とれいんぼー幼児園が民営化しました。(れいんぼー幼児園は併設していた幼稚園と保育園が認定こども園となりました。) 今までの保育サービスに加え、一時預かり事業や障がい児等保育助成事業など、より一層の保育サービスの充実と保育の質の向上に努めています。 ・老朽化が進んでいた須恵南幼稚園を改築し、令和6年10月に認定こども園須恵みなみ幼児園として開園しました。幼稚園から認定こども園となったことで、保育部門が追加され、保育の枠が広がりました。また、延長保育事業や一時預かり事業を行うことができます。

(2) 母子保健・医療

基本施策1 安全で快適な妊娠・出産の支援
・令和3年度より産前産後サポート事業（さんさぼ）を開始し、妊婦や母親の交流の場づくりを行っています。また、伴走型相談支援事業を実施し、妊娠、出産、子育て期までの切れ目のない支援を進めています。
基本施策2 健やかな成長・発達支援
・乳幼児健診、新生児訪問・乳児家庭全戸訪問等は予定通りに取り組んでいます。 ・こどばや発達については、乳幼児健診時の何でも相談や園巡回発達相談において、支援を必要とするこどもの保護者や園に対して専門職が助言したり専門機関の紹介を行っています。また、こども発達相談室では、支援を必要とするこどもに合わせた関わりによって発達を促す事業を行っています。
基本施策3 食育の推進
・食生活改善推進協議会と連携を図り、認可園などに対して食に関する教室を実施しています。

(3) 生きる力

基本施策1 豊かな心、体の育成
・豊かな心の育成に関しては、道徳教育の充実に向けて取組を進めていますが、不登校児童生徒数が増加しているため、不登校対策の取組をさらに充実させる必要があります。

第2章 須恵町のこども・子育てを取り巻く現状

基本施策2 確かな学力の育成
・学力向上に向けた取組で、児童生徒が「わかった」「できた」を実感できる授業を実施するために、学力低下層に焦点を当てた授業改善を推進しています。
基本施策3 連携・連動した教育の推進
・幼保小接続の取組として、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校による幼保小連絡会の定期的開催により、双方の理解を深めながら情報連携を図ることができました。また、平成21年度から始めた「成長のあしあと」の取組については、活用事例を共有する場の設定や、学習場面の振り返りに用いるなど活用方法の検討が必要です。

目標2 子育て家庭にやさしいまちづくり

(1) 家庭・家族

基本施策1 子ども・子育ての切れ目のない相談・支援
・子育て支援に関する情報提供は進んでいます。また、関係課が連携し親子交流の場の充実を進めています。
基本施策2 児童虐待の防止
・要保護児童対策地域ネットワーク会議の未就学児部会と就学児部会をそれぞれ毎月開催し、関係機関との連携強化を図るとともに、日常的に相談ができる場を設け、児童虐待の早期発見に努めています。
基本施策3 子どもの貧困対策の推進
・各種手当等の支給により経済的な負担軽減を図っています。また、須恵町青少年アンビシャス応援団と連携し学習支援に取り組んでいます。
基本施策4 ひとり親家庭等への支援
・相談があった際には各種支援の情報を提供し、相談に対応していますが、ひとり親の低所得者等に対する情報提供がやや遅れています。
基本施策5 障がい児施策の充実
・保育所や認定こども園への障がい児の受け入れを進めていますが、保育士の人材確保に関する取組を充実させる必要があります。

(2) 安心・ゆとり

基本施策1 放課後の活動の場の充実
・学童保育については、令和5年度に民間委託し、土曜保育、延長保育を実施しています。英語教室や季節のイベントを行うなど保育内容の充実に努めています。 ・子どもの居場所づくり事業（シルバー人材センター委託事業）や子ども会育成会連絡協議会事業を通じて、他の学校の児童との交流や異学年の交流を図っています。
基本施策2 仕事と子育ての両立支援
・広報誌やホームページ、LINE等で子育て支援情報の周知を進めています。

基本施策3 男女共同参画意識の醸成
・広報に男女共同参画週間に関する記事を掲載して啓発を図っていますが、「あすばる」との連携による出前講座の開催に関する取組には至っていません。

目標3 子ども・子育てを支える地域づくり

(1) 地域連携

基本施策1 子どもを地域で育てる意識の啓発
・子育てに関する情報を集約したチラシの配布等により、意識啓発を推進しています。 ・こどもたちは各校区の地域の祭りに参加し、地域との交流を図ることができています。
基本施策2 子育て交流・コミュニティづくり
・あそびのひろば「つくしんぼ」、行政区チャットルーム^{※6}の充実を図っていますが、新規の育児サークルの掘り起こしには至っていません。 ・町内の認可園において、園行事での地域との交流、小学生や高校生との異年齢交流等を行っています。
基本施策3 地域の子育て支援体制の整備
・学校、PTA、関係団体と青少年指導員会代表者会を定期的に行い情報交換を行う等、青少年の健全育成のための取組は進んでいます。

(2) 安全環境

基本施策1 遊び・活動の場の整備
・公園スペースの確保については、公園遊具の点検、修繕を行っています。アンケート調査の自由意見においては、こどもが安全に遊ぶことのできる場の整備、拡充が求められています。
基本施策2 安全・安心のまちづくりの推進
・交通安全教育や交通安全指導、公共施設のバリアフリー^{※7}化については予定通り取り組んでいます。 ・道路等の整備については、地域からの要請があったものについては、地域や関係機関と協議しながら整備を進めています。

※6 チャットルーム：育児不安等に関する相談、援助等を行うため、行政区の公民館において地域ボランティアが子育て親子のあそび場や交流の場を提供するもの。

※7 バリアフリー：障がい・障壁のないという意味で、安全で住みよい社会をつくるために日常生活や社会生活における物理的、心理的な障がいや情報に関する障壁などを取り除くこと。

8 こどもや子育て家庭、若者を取り巻く課題の整理

各種アンケート調査等からこどもとその家庭を取り巻く課題について、次のように整理しています。

(1) こども・若者を取り巻く課題

ア こどもの居場所について

保育・教育等のニーズ調査より、小学生児童の保護者では、こどもを健やかに生み育てるために町に期待することについて、「学童保育のほかにも、こどもの放課後の居場所を増やす」と回答した割合が前回調査より増加しており、自由意見においても、こどもの遊び場や居場所に関する回答が多数あります。身近に安心して遊べる場所の整備、家庭や学校以外の居場所づくりが求められています。

イ こどもの生活状況について

子どもの貧困対策計画の調査より、暮らし向きについて「大変苦しい」と回答した相対的貧困世帯の割合は、標準世帯の約3倍となっています。また、家族が必要とする食料や衣服が買えなかった割合は30%を超えており、国の調査における貧困層よりやや高い状況であり、家庭によって経済状況の深刻さがうかがえます。また、自由意見においては、教育費等のこどもに関係する費用が増大することへの不安や負担軽減を求める回答があります。

ウ 学習環境の整備について

子どもの貧困対策計画の調査より、普段の勉強について、「塾で勉強する」と回答した割合は、小学生・中学生ともに、相対的貧困世帯の方が低くなっており、「学校の授業がわからないことがある」と回答した割合は、小学生・中学生ともに相対的貧困世帯の方が高くなっています。また、自由意見においても、塾や習いごと等の費用負担軽減に関する保護者の回答があります。学習環境や授業の理解が十分でないこどもに対する学習面での支援等が求められます。

エ ヤングケアラーの支援について

子どもの貧困対策計画の調査より、家族に代わり、家事や幼いきょうだいの世話をしていると回答した割合は、約1割程度みられますが、ヤングケアラーは「家族の介護その他の日常生活上の世話を“過度に”行っていると認められる子ども・若者」と定義されており、総合的にみると本町においてヤングケアラーに該当するこどもはいませんでした。しかし、今後、お手伝いの範囲を超えている場合や、身体的・精神的に負担を感じているこどもが出てくることも考えられるため、学校等と連携しながら、ヤングケアラーの把握を行うとともに、ヤングケアラーに関する周知や相談窓口の情報提供等、周囲の人が気づき、支援につながるような取組が必要です。

オ 若者の孤独感の解消について

こども・若者計画の調査より、孤独を感じることがあると回答した人の割合は、国の調査結果より低い状況ですが、こどもや若者の孤独感や不安感の解消のためには、安心できる居場所や他者と交流できる場の整備が必要です。

また、約6割の人が児童相談所等のこども・若者を対象とした支援機関について知っていますが、それらの機関を利用した人は2割以下です。利用意向については、34.3%が『利用したい』と回答しています。こどもや若者が悩みや不安を抱え込まないように、相談窓口の周知や相談しやすい窓口の整備が求められます。

(2) 保護者・子育て家庭を取り巻く課題

ア 子育て支援について

保育・教育等のニーズ調査より、母親の就労傾向が高まっており、認可保育所や認定こども園、学童保育の利用意向が増加しています。また、パート・アルバイト等で就労している人の多くはパート・アルバイト等の就労を続けることを希望しており、それぞれの保護者のニーズに応じた支援が求められています。

子育てに喜びを感じている人が多数を占めていますが、子育てに不安や負担を感じている人もいます。子育て家庭だけではなく地域全体でこどもたちの成長を見守り、子育てを助け合えるような地域づくりが求められています。

イ 家庭と仕事の両立支援について

保育・教育等のニーズ調査より、父親の育児休暇について、未就学児・小学生の保護者ともに、前回調査より取得した人の割合は増加していますが、まだまだ低い状況です。子育てと仕事の両立支援として企業に期待することは、「こどもが病気やけがをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」「妊娠中や育児期間中の勤務を軽減する」と回答した割合が高くなっており、自由意見においても、「家庭と仕事の両立」に関する回答があります。町民や事業所に対する子育てへの理解促進、働き方を選択できる職場環境が求められています。

ウ 病児保育の利用について

保育・教育等のニーズ調査より、こどもが病気の時には母親が休んで見る場合が多く、前回調査と同様の傾向がみられます。実際に病児保育を利用した割合は、前回調査よりも低くなっており、父親や母親が休んで対応した人のうち、「利用したいと思わない」と回答した割合は半数以上となっています。病児保育について、「自宅近くにない」「申し込みや利用手続きが煩雑」であると不便に感じている保護者もあり、自由意見においても、「病児保育が少ない」「病児保育を拡大してほしい」等の回答があり、病児保育の充実や利便性の向上が求められています。

エ 子育てに関する情報提供や相談体制の充実について

保育・教育等のニーズ調査より、相談先は、配偶者や家族、友人・知人等の身近な人の割合が高くなっており、町役場や関係機関の相談窓口の割合は低い状況です。また、情報の入手先については、町役場や町の機関、町の広報やパンフレットに比べて、ソーシャルネットワークサービス（SNS）の割合が高くなっています。こどもや子育てに関する正しい情報が子育て世帯に届くように、様々な媒体を活用した情報発信、気軽に相談できる場所や人の充実が必要です。



第3章 第3期計画の基本的な考え方

1 基本理念

第2期計画において「子どもと家族の笑顔輝く 未来へつなぐまちづくり」を基本理念とし、こどもの幸せを第一に考え、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指し、こども・子育てに関する施策を推進してきました。

第3期計画では、国のこども大綱を踏まえることとされており、大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものとされています。

このような認識のもと、本計画では、年齢や家庭環境など個人が置かれている状況にかかわらず、須恵町の全てのこどもや若者が、自立した個人として健やかに成長し、将来にわたって笑顔輝く幸せな生活を送ることができるよう、下記のとおり定めます。

こどもがまんなか 笑顔輝く 未来へつなぐまちづくり

2 基本目標

本計画では、基本理念を実現するための基本目標を次のように定めます。

基本目標1 こどもの健やかな成長を切れ目なく支えるまちづくり

こども・若者の状況に応じて、必要な支援が特定の年齢で途切れることがなく、自分らしく社会生活を送ることができるように支援します。また、子育て当事者についても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことができるように支援します。

基本目標2 困難を抱えるこども・若者を支えるまちづくり

こどもや若者が権利の主体であることを社会全体で共有するとともに、児童虐待やこどもの貧困等の未然防止と早期発見、対応に取り組む体制づくりを推進し、家庭、学校、職場、地域等が連携しながら、全てのこども・若者が置かれた環境にかかわらず、希望を持って健やかに成長できるよう支援します。

基本目標3 こどもや若者、子育て家庭を支える地域づくり

こどもや若者の健やかな成長のために、地域全体でこどもの成長を見守り、子育てを助け合えるように、地域づくりを進めるとともに、行政、地域や団体等が連携し、様々な学びや多様な体験活動ができる機会の充実、安全で安心して過ごすことができる居場所づくりを推進します。

3 計画の体系

【基本理念】 こどもがまんなか 笑顔輝く 未来へつなぐまちづくり

基本目標	基本施策
基本目標1 こどもの健やかな成長を切れ目なく支えるまちづくり	(1) こどもの誕生前から幼児期まで ア 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 イ こどもの成長の保障、幼児教育・保育の充実 (2) 学童期・思春期 ア 生きる力の育成 イ 居場所づくり ウ 小児医療体制、心身の健康等の情報提供やこころのケアの充実 エ 成年年齢を迎える前に必要な情報提供や教育の推進 オ いじめ防止の取組 カ 不登校等のこどもへの支援 (3) 青年期 ア 高等教育の就学支援 イ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ウ 結婚の希望者への支援、結婚に伴う新生活への支援 エ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援の充実
基本目標2 困難を抱えるこども・若者を支えるまちづくり	(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 (2) 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進 ア 遊びや体験活動の推進 イ こどもがまんなかまちづくり ウ こども・若者が活躍できる機会づくり エ こども・若者の可能性をひろげていくためのジェンダーギャップの解消 (3) こどもの貧困対策の推進 ア 生活支援 イ 保護者の就労支援 ウ 経済的支援 (4) ひとり親家庭等への支援 (5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 (6) 児童虐待の防止、社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援 ア 児童虐待防止のさらなる強化 イ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 ウ ヤングケアラーへの支援 (7) こども・若者の自殺対策の推進、犯罪などからこども・若者を守る取組 ア こども・若者の自殺対策 イ こどもが安心してインターネットを利用できる環境整備 ウ こども・若者の性犯罪・性暴力対策 エ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 オ 非行防止と自立支援
基本目標3 こどもや若者、子育て家庭を支える地域づくり	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (2) 地域の子育て支援、家庭教育支援の推進 (3) 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの参画促進

第4章 目標と施策

基本目標1 こどもの健やかな成長を切れ目なく支えるまちづくり

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの誕生前から幼児期までは、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関りや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って成長できるように取り組むことが必要です。

本町では、妊婦全員と必ず保健師が面談を行い、妊娠後期には全員を対象としたアンケート調査を実施し、相談支援の窓口について周知を行う等、妊娠期から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行っています。また、様々な機会を捉えて子育て支援に関する情報の提供、親子が交流できる場の充実を図り、子育て家庭が不安を抱え、孤立することがないように、こどもを安心して産み育てられる環境づくりを行っています。

こどもの健全な発育や発達を促すため、今後も関係機関の連携を強化し、健康診査や子育て支援サービスの提供、保護者への支援、相談体制の充実等、ライフステージを通して必要な支援の切れ目ない提供に努めます。

ア 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
1 ★	こども家庭センターの体制強化と機能充実	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」を設置し、保健、福祉、医療、教育等の関係機関と連携しながら切れ目ない支援を行うため、利用者支援事業等を活用し、体制強化と機能充実を図ります。	こども家庭課
2	妊婦健康診査	安全で健やかな妊娠・出産を支援し、母親の健康の保持増進を図るため、妊婦健康診査の費用について公費補助を行います。	こども家庭課
3	特定妊婦への支援	母子健康手帳交付時の面談から、特定妊婦への支援計画を作成し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援をしていきます。	こども家庭課
4	妊娠期からの支援体制整備の推進	児童相談所などの関係機関による要保護児童対策協議会実務者ネットワーク会議（就学児部会・未就学児部会）を毎月開催し、特定妊婦の状況や保健師が行っている支援情報を共有し、関係機関との連携を図ります。	こども家庭課 子育て支援課 学校教育課
5 ★	産前産後サポート事業「さんさぽ」	妊婦と1歳未満の子がいる母親が交流できる場を提供します。	こども家庭課

第4章 目標と施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
6★	妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出時、赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）時に加え、妊娠7か月ごろのアンケート（希望者には面談）を実施、妊娠・出産についての相談や情報提供を行います。	こども家庭課
7★	妊婦のための支援給付事業	妊娠届出や出生届出を行った妊産婦等に対し、支援給付金の支給を行います。	こども家庭課
8★	産後ケア費用助成事業	産婦人科や助産院などで、産後の母親の心身のケアや育児のサポートを行う「産後ケア」の利用促進を図るため、費用の助成を行います。	こども家庭課
9★	新生児聴覚検査費用助成事業	先天性難聴を早期発見するために行う検査の費用を一部助成します。また、「福岡県乳幼児聴覚支援センター」の周知を行います。	こども家庭課
10★	未熟児等養育医療制度	出生時の体重が2,000グラム以下、または身体の発育が未熟のまま出生した子で、指定医療機関へ入院し、養育を行う必要のある子に対して医療の給付を行います。	こども家庭課
11	赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て情報の提供や乳児・保護者の心身状態、養育環境を把握するとともに、養育に関する相談に応じて助言や支援を行います。	こども家庭課
12	養育支援訪問事業	支援が必要と思われる家庭（要保護児童、特定妊婦の家庭を含む）に対して、その居宅を訪問して、子育ての不安や孤立感への精神的支援、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援を行います。	こども家庭課
13	乳幼児健診事業	1か月児・4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児・5歳児を対象に健診を行い、発育・発達に関する適切な助言を行うとともに、育児に関する悩み相談、子育て支援に関する情報提供等を行います。	こども家庭課
14	乳幼児健診を活用した発達相談指導等の実施	乳幼児健診で臨床心理士等による何でも相談や、町内認可園で巡回発達相談を実施し、支援を必要とするこどもや保護者に対して、専門機関の紹介や助言を行います。	こども家庭課
15★	母子保健対策強化事業	母子保健に関するデジタル化・オンライン化等の体制強化を図ります。（記録の電子化等や各種検診に必要な備品の整備）	こども家庭課
16★	予防接種事業（定期A類・任意）	予防接種の必要性和安全性の周知を健康診査、健康相談の場や広報、ホームページ等を活用して行います。	こども家庭課
17	こども発達相談事業	発育・発達等に心配のある乳幼児とその保護者からの相談を受け、必要に応じて療育を行い、保護者の不安軽減、乳幼児の発育・発達の促進を図ります。	こども家庭課
18★	福岡県・福岡市難病相談支援センターの周知	小児慢性特定疾病児童等自立支援員が、小児慢性特定疾病の本人や家族からの相談や就労支援、患者会の紹介や交流会の支援などを行う難病相談支援センターの周知を行います。	福祉課
19★	小児慢性特定疾病医療費助成制度の周知	こどもの慢性疾病のうち小児がんなど治療期が長く、医療費負担が高額になる医療費の負担軽減を図る助成制度の周知を行います。	福祉課

イ こどもの成長の保障、幼児教育・保育の充実

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
20	就学前教育の充実	須恵町教育振興基本計画に基づき、幼保の連携をさらに深め、「論語教育」を始めとした就学前教育の充実を図ります。	子育て支援課
21	教育・保育・子育て支援に関する情報提供の充実	広報、ホームページ、公式 LINE、子育てカレンダー等で情報提供を行います。子育てカレンダーは毎月発行し、出生による児童手当申請者へ直接配布、こども家庭センター等への配架を行います。	子育て支援課
22	教育・保育サービスの量的充足	多様な教育・保育のニーズに対応した保育サービスの提供体制の確保を図ります。	子育て支援課
23	保育施設等の整備	待機児童の解消に向け、認定こども園等の施設の整備を行うことにより、保育サービス量の拡充に取り組むとともに、保育の質の向上を目指します。	子育て支援課
24	教育・保育施設との連携	認可園との連絡会を定期的に開催し、情報共有を行うなど連携を強化します。また、現在のところ、本町に地域型保育事業所はありませんが、実施を希望する事業者があり、その必要性が認められる場合は、実施に向けて検討します。	子育て支援課
25	延長保育事業	保育所や認定こども園等において、2・3号認定子どもに対し、通常の利用時間帯以外の時間に開所時間を延長し保育を行います。	子育て支援課
26	一時預かり事業	教育時間の前後や長期休業日等に、認定こども園に在籍する1号認定子どもを一時的に預かります。	子育て支援課
27	障がい児保育事業	私立認可園に対して、心身に障がいをもつ児童の教育・保育に必要な職員の配置にかかる費用の一部を助成します。障がい児の受け入れについては、児童の状況や施設の体制を配慮し、保護者・園及び町で検討しながら進めます。	子育て支援課
28	病児保育事業	須恵町、宇美町、志免町の3町で小児科の医療機関に委託して、病児保育を実施しており、今後も継続します。また、他市町の病児保育施設についての情報周知を図ります。	子育て支援課
29	保育所・認定こども園の園庭開放の実施	町内の認可園において、地域の未就園児とその保護者を対象に園庭開放を実施し、季節に応じた遊びを取り入れながら、園児との交流や保護者同士の交流を図ったり、保育士による育児相談や情報提供を行います。	子育て支援課
30	地域子育て支援拠点事業	あそびのひろば「つくしんぼ」とわかすぎの杜子育て支援センターで実施しています。親子で参加できるイベントを開催し、こどもだけではなく、親同士の交流の場を提供しています。また、専任の保育士を配置し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。	子育て支援課

第4章 目標と施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
31	行政区チャットルーム事業	育児不安等に関する相談、援助等を行うため、毎月1回、行政区の公民館において地域ボランティアが地域の子育て親子の遊び場や交流の場を提供します。今後、さらに利用者を増やすため、遊びの内容の充実や周知方法を検討していきます。	子育て支援課
32 ★	乳幼児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	令和8年度より、生後6か月から満3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠内で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施します。	子育て支援課
33	須恵町待機児童支援事業	認可保育所の入所申し込みをしたものの、入所できず待機児童となって届出保育所を利用する児童の保護者に対して、経済的負担の軽減を目的として、届出保育所保育料の一部を助成します。	子育て支援課
34	こどもの事故予防に向けた取り組み	つくしんぼに登録している保護者を対象に、水遊びが始まる前の6月ごろ、消防署による救命講習を開催し、事故の予防方法や事故発生時の対処法などの周知を図ります。	子育て支援課
35 ★	子育て短期支援 (ショートステイ)事業	保護者の病気などの事情でこどもの養育が一時的に困難になった場合に、こどもを児童養護施設などに入所させ、必要な養育・保護を行います。	こども家庭課
36	食育の推進、「食」を通じた豊かな心の育成	乳幼児健診での栄養士による栄養相談、食生活改善推進協議会と連携し、園児や子ども会育成会、小中学校等を対象とした体験教室及び料理教室を行っています。このような「食」に関する教育や指導により、「食の伝統」「人・物に感謝する心」「譲りあう心」「我慢する心」「助けあう心」「やさしい心」を学ぶ機会をつくります。	健康増進課
37	読書活動の推進	家庭・学校・保育所・認定こども園・町立図書館・校区コミュニティやボランティア団体等が連携を図りながら、多様なこどもの読書活動を推進します。(絵本を通して親子の触れ合いを高めるブックスタート事業、おはなし会等のイベント開催) また、書籍の利用等を通して、読書環境の充実を図ります。	社会教育課 (図書館)



(2) 学童期・思春期

学童期は、自己肯定感や道徳性、社会性等を育む時期であり、善悪の判断や規範意識を形成し、協調性や自主性を身につける時期です。学童期のこどもが、安心・安全が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要とされています。

思春期は、心身の変化を経験しながら、他者や社会との関りの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期であるとともに、様々な葛藤や学業や家族・友人との関係や恋愛等に悩みを抱える繊細な時期でもあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、生育環境等を理由に自らの進路選択が制約されないよう支えていくことが望まれます。

本町では、0歳から始まる保育と幼児教育、義務教育での「育ち」や学びを一体的に捉え、学校、家庭、地域、団体が協働し、こどもたちの「育ち」と「学び」を支える教育支援体制の構築に取り組んでいます。また、子どもの生活規範指導員や地域コミュニティのボランティア派遣事業等、地域のボランティアによるこどもたちの教育支援の取組を行っていますが、ボランティアの高齢化や人材不足が課題となっています。

職業的・社会的に自立した人づくりを目指し、0歳から義務教育修了までのこどもに関わる幼児教育・保育施設^{※8}・小中学校、庁内関係各課、校区コミュニティやボランティア、関係機関が連携し、いきいきネット須恵の充実に取り組みます。

ア 生きる力の育成

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
38	豊かな心の充実に向けた取組の推進	感動・感謝・共感できる心の育成に向けて道徳教育の充実を図ります。「ふくおか教育月間」の趣旨を踏まえ、毎年11月第2土曜日を「須恵町教育の日」とし、町内小中学校のすべての学級で、公開授業（人権教育に関する道徳科の授業）を行います。保護者や地域の方に参観していただくことで、家庭や地域社会全体で、こどもたちの豊かな心を積極的に育もうとする機運を高めていきます。	学校教育課
39	オアシス運動	大人もこどももお互いにあいさつを交わすことで、明るく和やかな家庭や、住みよい地域づくりを進めることを目的とします。7月と11月は、オアシス運動強調月間として、学校や地域が一丸となって、町内各所であいさつ運動を実施します。町では「ながらオアシス運動」「ありがとう運動」「青パトを見かけたら手を振ってね運動」を推進します。	社会教育課

※8 教育・保育施設：子ども・子育て支援法に基づき事業者として市町村の確認を受けた「認定こども園」、「幼稚園」、及び「保育所」を指す。

第4章 目標と施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
40	食育の推進、「食」を通じた豊かな心の育成 (No.36 再掲)	乳幼児健診での栄養士による栄養相談、食生活改善推進協議会と連携し、園児や子ども会育成会、小中学校等を対象とした体験教室及び料理教室を行っています。このような「食」に関する教育や指導により、「食の伝統」「人・物に感謝する心」「譲りあう心」「我慢する心」「助けあう心」「やさしい心」を学ぶ機会をつくります。	健康増進課
41	いじめや不登校等に対する相談体制の充実	いじめの未然防止に向けた取組の徹底、早期発見、早期対応に向けて、いじめ問題対策連絡協議会・校内いじめ問題対策委員会において組織的な対応を推進します。併せて、いじめを生まない教育活動の推進、いじめや不登校の防止に向け、関係機関やスクールソーシャルワーカー※9との連携、教職員間の連携を強化し、スクールカウンセラー※10やヤングアドバイザー※11による相談体制を充実します。	学校教育課
42	学校におけるスポーツ環境の充実	須恵町教育振興基本計画に沿って、各学校の実態に応じた「1校1取組」を位置付けた体力向上プランに取り組むとともに、運動が苦手なこどもに視点を当てた取組を実施します。	学校教育課
43	健やかな体の育成の促進	こどもから高齢者まで誰もがスポーツ活動を行うことができる生涯スポーツ社会の実現に向けて、学校体育・スポーツと地域指導者との連携を推進します。	学校教育課 社会教育課
44	規範意識の醸成に係る授業の推進	各学校に子どもの生活規範指導員を派遣し、あいさつや掃除など基本的な生活習慣づくりを通じた規範意識の醸成を図ります。	学校教育課 社会教育課
45	学力向上に向けた取組の推進	学力向上検証委員会を開催し、全国学力・学習状況調査の結果を基にして、授業改善の方策を各学校に周知するとともに、代表者への研修を実施し、授業改善に向けた取組の共有を図ります。また、ICT 利活用を推進し、学力の向上を目指します。	学校教育課
46	学校活性化に向けた地域人材の活用の推進	各学校において、総合的な学習の時間等で地域の人をゲストティーチャー※12として招くなど、地域の教育力を積極的に取り入れることにより、児童・生徒の多様な体験活動の推進、学校運営の活性化を図ります。	学校教育課

※9 スクールソーシャルワーカー：こどもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、家庭・学校・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家のこと。社会福祉士、精神保健福祉士等が配置されている。

※10 スクールカウンセラー：心理検査や心理療法によって、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家のこと。臨床心理士等が配置されている。

※11 ヤングアドバイザー：集団生活への適応や情緒の安定を図ることを目的に、心理的・情緒的に課題を持つ児童生徒に対して、話を聞いたり、学習の支援を行うために、小中学校に派遣された教職課程や心理学を学んだ大学生（2年生以上）のこと。

※12 ゲストティーチャー：学校の授業やそのたの団体の活動などに招かれた一般住民の指導者のこと。様々な知識や経験を持つ人が招かれる。

No.	施策名	施策の内容	担当課
47	教職員の資質向上に向けた取組の推進	人材育成に向けたメンタリング研修や町内留学を実施するとともに、各担当者を対象にした須恵町教育委員会主催の研修の充実に努めます。	学校教育課
48	学校施設の適切な整備の推進	教職員による点検を行い、異常箇所については原因追究及び修繕など必要な対応を図ります。	学校教育課
49	家庭や地域等が連携した安全・安心への取組の推進	青少年指導員、学校、PTA等と定期的に情報共有を行うための青少年指導員代表者会の実施、各行政区の「オアシス通り」設置による地域の見守りの充実、子どもの生活規範指導員による学校支援の充実に努めます。	学校教育課 社会教育課
50 ★	学校運営協議会制度の活用	令和5年度まで設置していた学校評議員から学校運営協議会へ移行し、地域住民と学校の経営方針について協議し、連携・協力する体制を構築します。	学校教育課
51	信頼される学校づくりの推進	地域関係者へ広報紙及びホームページにおいて教育活動の周知を図り、信頼される学校づくりに努めます。	学校教育課
52	保育所・認定こども園と小学校との連携	幼保小連絡会を充実し、園及び小学校の先生同士の連携を深め、情報共有を行います。また、「成長のあしあと」の活用事例等を共有する場の設定や、学習場面での振り返りに用いるなど、活用方法を検討していきます。	学校教育課 子育て支援課

イ 居場所づくり

【具体的な取組】

No.	施策名	施策の内容	担当課
53	放課後児童健全育成事業（学童保育）	各小学校区（3校）の学童保育所において、通常の保育に加え、土曜保育及び延長保育を実施します。	子育て支援課
54	学童保育所の施設整備	施設の老朽化、規模の不十分さを踏まえ、随時又は年次計画による効率的な施設整備を進めます。	子育て支援課
55	地域における児童の居場所づくりの推進	子ども会育成会連絡協議会や校区コミュニティの各種事業による、学校区・学年を越えた児童同士、地域の方との交流を図ります。	社会教育課
56	子どもの居場所づくり事業	通常は学童保育所を利用していない留守家庭の小学生を対象に、夏休み等の長期休業期間中の保育を行います。	子育て支援課
57	学校施設の開放推進	小・中学校の運動場や体育館を開放し、地域のスポーツ・レクリエーション活動の場として活用します。	学校教育課 社会教育課

第4章 目標と施策

ウ 小児医療体制、心身の健康等の情報提供やこころのケアの充実

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
58 ★	小児医療体制の充実	こどもの病気や事故において、夜間や休日などの緊急の場合であっても適切な治療を受けることができるように、関係機関と連携し、小児救急医療体制の充実を図ります。	健康増進課
59 ★	医療的ケア児在宅レスパイト事業の実施	在宅で療養中の児童等が日常的に医療的ケアを必要としている場合で、介護者の休養等で在宅療養が困難になった時に、一時的に訪問看護ステーションが看護を行う費用の一部を助成します。	福祉課 (県事業)
60 ★	性に関する学習機会の充実	児童生徒が性や性感染症予防に関する正しい知識を持てるよう、学校教育を中心として、学習機会の充実を図ります。	学校教育課
61 ★	喫煙や薬物等に関する学習機会の充実	児童生徒が興味本位で喫煙や薬物等に手を出さないよう、喫煙や薬物等が体に及ぼす様々な影響について、学校教育を中心に学習機会の充実を図ります。	学校教育課
62 ★	心の問題に対する相談の充実	学童期・思春期の心の問題に対する相談機会を提供するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センターの支援員等の連携により、教育相談体制の充実を図ります。 また、学校と家庭の連携を強化し、不登校や心に不安を抱える児童・生徒、保護者の相談・支援等を実施します。	学校教育課
63 ★	福岡県小児医療電話相談の周知	小児の救急医療に関する相談と夜間診療等の情報提供を行う「福岡県小児救急医療電話相談」を周知します。	こども家庭課 (県事業)

エ 成年年齢を迎える前に必要な情報提供や教育の推進

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
64 ★	主権者教育の推進	こどもが主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながらこれからの社会を生き抜く力を育むため、発達段階に応じて政治参加の重要性や選挙の意義等についての指導を着実に実施します。	学校教育課
65 ★	消費者教育の推進	自立した消費者として適切な意志決定を行い、責任ある消費行動をとることができるように関係機関と連携・協働による消費者教育の推進を図ります。	学校教育課
66 ★	ライフデザインに関する教育の推進	家庭、地域、社会における自立した生活者として必要な力を育むため、発達段階に応じて生涯を見通した生活設計等ができるように指導を実施します。	学校教育課
67 ★	キャリア教育の充実	学校、地域・社会、産業界等が連携・協働して、こどもが生涯に渡る社会的・職業的自立ができるように、発達段階に応じてキャリア教育の充実を図ります。	学校教育課

オ いじめ防止の取組

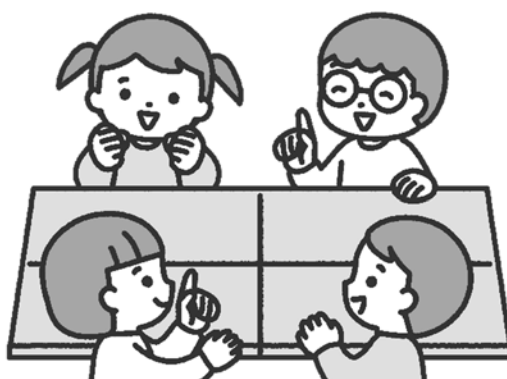
【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
68 ★	いじめや不登校等に対する相談体制の充実 (No.41 再掲)	いじめの未然防止に向けた取組の徹底、早期発見、早期対応に向けて、いじめ問題対策連絡協議会・校内いじめ問題対策委員会において組織的な対応を推進します。併せて、いじめを生まない教育活動の推進、いじめや不登校の防止に向け、関係機関やスクールソーシャルワーカーとの連携、教職員間の連携を強化し、スクールカウンセラーやヤングアドバイザーによる相談体制を充実します。	学校教育課

カ 不登校等のこどもへの支援

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
69 ★	適応指導教室 「やまももルーム」	「やまももルーム」では、「学校に行きたくても行けない」という悩みを抱えた児童・生徒の学習支援及び進路の保障を図ります。	学校教育課
70	教育相談事業	学校教育に精通している指導主事や、家庭・学校・地域をつなぐ相談員であるスクールソーシャルワーカーが相談に対応します。	学校教育課



第4章 目標と施策

(3) 青年期

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間であり、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を進展させる時期です。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期であり、自らの価値観や生き方を確立しようとするのと同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがあります。

青年期の若者が、主体的に職業や進学等のライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援を行います。

ア 高等教育の就学支援

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
71 ★	高等学校等就学支援金の周知	高等学校等に通う生徒の授業料に充てるため、一定の年収未満世帯の生徒に対し、高等学校等就学支援金を支給します。私立高等学校等に通う一定年収未満世帯の生徒には加算して支給します。	学校教育課 (県事業)
72 ★	高校生等奨学給付金制度の周知	高校生等がいる非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、修学旅行費等)を支援する奨学給付金を支給します。	学校教育課 (県事業)
73 ★	高等学校等奨学金事業の周知	経済的理由により修学が困難な生徒への奨学金等の貸与を行います。	学校教育課 (県事業)

イ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
74 ★	生活に困っている若者の就学、就労、生活についての相談支援	生活に困っている若者の就学の継続、就労、生活の維持等についての相談を受け、関係機関へ繋がります。	福祉課 子育て支援課

ウ 結婚の希望者への支援、結婚に伴う新生活への支援

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
75 ★	福岡県にこにこ家族づくりポータルサイトの周知	結婚、妊娠・出産、子育てに関する切れ目ない支援を行うために、ライフステージに応じた様々な支援策などの情報発信を行う情報ポータルサイトを周知します。	子育て支援課 (県事業)
76 ★	出会い・結婚応援事業の周知	出会いの場を提供する「出会い応援団体」の登録を図り、独身者に出会いの場を提供し、結婚のきっかけづくりを行う「出会い・結婚応援事業」を周知します。	こども家庭課 (県事業)

エ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援の充実

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
77 ★	こころの健康に向けた支援	国の「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～」の紹介を行うとともに、心の不調に関して情報提供を行い、関係機関につなぎます。	健康増進課
78 ★	福岡県ひきこもり地域支援センターの周知	ひきこもり状態にある本人から直接相談に応じ、必要な助言を行い、教育機関、相談機関、医療機関などの関係機関と連携し、解決へ向けての具体的な支援を行う「福岡県ひきこもり地域支援センター」の周知を行います。	福祉課 (県事業)
79 ★	福岡県若者自立相談窓口(若まど)の周知	若者の様々な悩みや不安をワンストップで受け付け、状況に合わせて適切な支援機関につなぐ「福岡県自立相談窓口(若まど)」の周知を図ります。	福祉課
80 ★	次世代育成支援対策施設整備事業	児童福祉施設等に係る整備について、整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図ります。	子育て支援課
81 ★	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)調整機関職員の専門性向上、強化のための資格取得に努めます。	こども家庭課



基本目標2 困難を抱える子ども・若者を支えるまちづくり

(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

全ての子ども・若者に、子ども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行い、子ども・若者が権利の主体であることの周知に取り組みます。

広く社会に対して、子ども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について情報を発信し、子ども・若者が権利の主体であることを社会全体に周知します。

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
82 ★	子ども基本法、子どもの権利条約に関する普及啓発	子ども基本法、子どもの権利条約について、学校、放課後児童クラブ等において、わかりやすく伝えます。	子育て支援課 学校教育課 こども家庭課
83 ★	人権啓発活動の実施	子どもたちに「命を大切にすること」や「みんなと仲良くすること」を伝えることで、子ども自身が様々な権利の享有主体であることを認識し、子どもの気付きを促すとともに、互いの違いを認め合い、尊重することの重要性について理解を深めてもらうことを目的として、人権教育を実施します。	社会教育課 子育て支援課 学校教育課
84 ★	子どもの権利侵害に関する相談窓口の周知	子どもの人権 110 番等の人権問題に関する相談窓口を周知するとともに、子ども・若者が相談しやすい相談窓口の充実に努めます。	社会教育課 福祉課



(2) 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、遊びにより、言語や数量等の感覚等の認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、創造力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力等の社会情動的スキルを育むことに加え、多様な動きを身につけ、健康を維持することにつながります。遊びや体験活動の重要性、その機会を保障することの重要性を認識し、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の段階に応じて多様な体験・外遊びを含む多様な遊びの機会づくりを推進します。

また、こども・若者が、一人ひとり異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させることのできる機会をつくるとともに、性別に関わらず可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育における男女平等の理念を推進する教育・学習の充実を図ります。

ア 遊びや体験活動の推進

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
85	児童・生徒の就労観・職業観の育成	町内商工会や町内外の施設等と連携した職場体験や総合職業体験学習を実施し、小学校からキャリア教育を推進することで児童・生徒の勤労観・職業観の育成に努めます。	学校教育課
86	乳幼児とのふれあい体験の充実	乳幼児とふれあえる機会の拡充が図られるよう、保育所や認定こども園での職場体験等の実施を検討します。	学校教育課 子育て支援課
87	こどもの多様な体験活動機会の充実	社会教育団体との連携による異学年集団宿泊体験活動を通じて、こどもの基本的な生活習慣の育成を図ります。	社会教育課
88	食育の推進、「食」を通じた豊かな心の育成 (No.36 再掲)	乳幼児健診での栄養士による栄養相談、食生活改善推進協議会と連携し、園児や子ども会育成会、小中学校等を対象とした体験教室及び料理教室を行っています。このような「食」に関する教育や指導により、「食の伝統」「人・物に感謝する心」「譲りあう心」「我慢する心」「助けあう心」「やさしい心」を学ぶ機会をつくります。	健康増進課
89 ★	中学生ボランティアの派遣	中学生と地域との繋がりを維持するため、中学生ボランティア派遣を推進します。	社会教育課 学校教育課
90 ★	森林づくり、木育の推進	植樹等の森林づくり活動や、森林空間を活用した遊びや体験活動を実施します。また、木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進します。	地域振興課
91 ★	文化芸術体験機会の提供・充実	親子で文化体験活動に参加する機会を充実させ、地域の文化芸術にふれる機会を増やします。	社会教育課

第4章 目標と施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
92	読書活動の推進 (No.37 再掲)	家庭・学校・保育所・認定こども園・町立図書館・校区コミュニティやボランティア団体等が連携を図りながら、多様なこどもの読書活動を推進します。(絵本を通して親子の触れ合いを高めるブックスタート事業、おはなし会等のイベント開催) また、書籍の利用等を通して、読書環境の充実を図ります。	社会教育課 (図書館)
93 ★	若者の文化・芸術活動の支援	若者が多様な文化・芸術活動に取り組めるように創作や稽古の場を確保し、継続的に活動できるように支援します。	社会教育課
94 ★	若者の活動の拠点づくり	町内にある文化施設を生かして若者が文化・芸術活動の発表、町内外の人との交流が行えるように支援します。	社会教育課

イ こどもがまんなかまちづくり

【具体的な取組】

No.	施策名	施策の内容	担当課
95	公園スペースの確保及び機能の充実	こどもたちが遊ぶことのできる公園スペースの確保及び機能の充実を図ります。	公園緑地課
96	公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設のバリアフリー化の進捗状況を点検し、改修、維持管理に努めます。	都市整備課 総務課
97	子育て世帯にやさしい施設整備の整備方針	公共施設の新設・改修については、バリアフリー対応等とするように配慮し、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。	総務課

ウ こども・若者が活躍できる機会づくり

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
98 ★	外国語によるコミュニケーション能力の育成	学校において、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、発信力(話す・書く力)の強化など小・中の英語教育の強化を図ります。	学校教育課
99 ★	国際交流の推進	多文化共生社会の実現のため、異文化交流や意見交換等の機会の充実を図るため、行政・企業・住民で構成する国際交流協会の設立に向け、要綱の整備、組織づくりを進めます。	ふるさと応援課
100 ★	持続可能な開発のための教育(ESD)の推進	学習指導要領に基づいて、学校における「持続可能な社会の創り手」の育成を進めます。	学校教育課
101 ★	在留外国人への日本語教育	町内に居住する外国人が、地域で生活していく上で必要な生活知識・言語・コミュニケーション能力を培うため、文化やスポーツ体験など含めた総合的な日本語教室を実施します。	ふるさと応援課
102 ★	外国人のこどもへの就学相談	町内に居住し、就学に課題を抱える外国人児童生徒の相談を受け付けます。	学校教育課

エ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
103 ★	性的マイノリティのこども・若者に対する理解促進	学校教育や社会教育における人権教育を通して、多様性に対する理解、自他の人権の尊重等の態度を育む取組を進めます。	学校教育課 社会教育課

(3) こどもの貧困対策の推進

本町においても、アンケート調査の結果から、家族が必要とする食料や衣料が買えない経験をした家庭や、経済的な状況から自らが希望する進路を諦めているこどもがみられます。こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めます。

ア 生活支援

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
104 ★	ひとり親家庭相談	粕屋保健福祉事務所では、母子・父子自立支援員がひとり親家庭や寡婦家庭に対し、生活上のさまざまな相談に応じ、自立に向けて必要な助言・支援を行います。	子育て支援課 (県事業)
105 ★	生活困窮者自立支援制度「自立支援事業」	保護者や若者の生活困窮者の自立に向けた相談があった場合は県の自立相談支援事務所に繋がります。	福祉課 (県事業)
106 ★	生活困窮者自立支援制度「家計改善支援事業」	保護者や若者の生活困窮者に対し、家計の状況の把握や家計改善の支援を行う県の自立相談支援事務所に繋がります。	福祉課 (県事業)

イ 保護者の就労支援

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
107 ★	生活困窮世帯への就労支援	生活困窮世帯に対し、就労相談や保育に関する相談があった場合は、県の自立相談支援事務所に繋がります。	福祉課 (県事業)
108 ★	生活困窮者自立支援制度「就労準備支援事業」	保護者や若者で、社会との関りに不安があり、直ちに一般就労を行うことが困難な人に、日常生活の自立に関する支援から一般就労に向けた基礎能力・知識の習得までの一貫した支援を実施します。	福祉課 (県事業)

第4章 目標と施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
109 ★	生活保護受給者等就労自立促進事業	保護者や若者で、生活困窮者や生活保護受給者等の就労支援について、ハローワークと連携して支援を実施します。	福祉課 (県事業)
110 ★	自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父を対象に、就職につなげる能力開発のために受講した教育訓練講座の助成を行います。	福祉課 (県事業)
111 ★	高等職業訓練促進給付制度	母子家庭の母又は父子家庭の父を対象に、就職の際に有利となる資格（看護師、介護福祉士、保育士等）を取得するために養成機関において1年以上修業する場合に、毎月促進費が支給されます。	福祉課 (県事業)

ウ 経済的支援

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
112	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給	各種手当の支給、制度を活用し、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
113	保育料等の負担軽減	こどもの数や世帯の所得に応じた保育料等の軽減を維持します。	子育て支援課
114	各種手当の支給に関する情報提供	福祉資金の貸付等の各種手当の支給に関する情報提供を行います。	福祉課 社会福祉協議会
115	就学援助の実施	経済的理由により就学できない児童生徒が出ないように、経済的困窮世帯の保護者に対して、義務教育における教育費（教材費・学校給食費等）の一部を援助します。	学校教育課
116 ★	生活保護費 教育扶助の支給	生活保護を受給している世帯で、小・中学校の入学準備金、教材費、学級費、給食費等が支給されます。	福祉課 (県事業)

（4）ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭のそれぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるように取り組みます。

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
117	ひとり親家庭への支援の推進	相談があった際には、手当等の各種支援の情報提供や相談に対応し、児童扶養手当受給のケースによっては民生・児童委員と連携を図りながら、相談・支援を行います。	子育て支援課 福祉課
118	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の保険診療費自己負担分の一部を助成します。	住民課

No.	施策名	施策の内容	担当課
119	児童扶養手当	父親又は母親がいないこども等を養育している場合、こどもの福祉の増進を目的に手当を支給します。	子育て支援課
120	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の周知	ひとり親の低所得者等に自立支援教育給付金を支給する事業（県事業）の情報提供を行います。	子育て支援課（県事業）
121 ★	ひとり親サポートセンター事業	ひとり親家庭の保護者に対し、就業相談から技術習得のための就業支援講習会の、求人情報の提供など、一貫した就業支援サービスを提供する「ひとり親サポートセンター事業」を周知します。	子育て支援課（県事業）

（５）障がい児支援・医療的ケア児等への支援

障がいの有無に関わらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

【具体的な取組】

No.	施策名	施策の内容	担当課
122	園巡回相談などによる発達障がいの早期発見と支援 （地域障害児支援体制強化事業巡回支援専門員整備）	保育所、認定こども園での巡回発達相談を実施します。 保育士・幼稚園教諭等への研修を行い、早期発見に努め、各関係機関との連携を強化します。	こども家庭課
123	特別なニーズがある乳幼児への支援の充実	乳幼児健診や巡回相談などからつながった支援を必要とするこどもに対して、個別療育、集団療育、保護者へフォローアップを実施します。	こども家庭課
124	こども発達相談事業 （No.17 再掲）	発育・発達等に心配のある乳幼児とその保護者からの相談を受け、必要に応じて療育を行い、保護者の不安軽減、乳幼児の発育・発達の促進を図ります。	こども家庭課
125	特別支援教育就学奨励費支給事業	特別支援学級等へ就学する児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額等に応じ、必要な経費の一部を援助します。	学校教育課
126	在宅サービスの充実	障がい児の在宅での利便性のため、補装具や日常生活用具の給付を行い、在宅サービスの充実を図ります。	福祉課
127	障がい児保育事業 （No.27 再掲）	私立認可園に対して、心身に障がい有する児童の教育・保育に必要な職員の配置にかかる費用の一部を助成します。障がい児の受け入れについては、児童の状況や施設の体制を配慮し、保護者・園及び町で検討しながら進めます。	子育て支援課
128	特別支援教育に関する連携強化	教育相談や校内支援委員会などの充実に努め、対象児童・生徒の確実な把握に努めます。	学校教育課

第4章 目標と施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
129	特別のニーズがある児童・生徒への教育的支援の充実	児童・生徒の個々のニーズに応じた支援を図ります。また、教職員の専門性の向上に向けて、研修等の取組の充実に努めます。	学校教育課
130	障がい児の就労支援の推進	「須恵町障がい者基本計画」及び「須恵町障がい福祉計画・須恵町障がい児福祉計画」に基づき、特別支援学校の進路担当などと連携を図りながら、企業へ働きかけ等、障がいのある人の就労の場の拡大・創出に取り組みます。	福祉課

(6) 児童虐待の防止、社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものです。こどもへの虐待につながらないよう、こどもや家庭の声を受け止め、子育ての困難や不安を分かちあうことで、子育てに困難を感じる家庭やこどものSOSをできる限り早期に把握し、支援していく必要があります。

社会的養護を必要とするこどもが心身ともに健やかに養育されるよう、関係機関と連携し、家庭的環境により安定的、継続的に養育されるよう支援します。

本町においては、現在のところ、ヤングケアラーに該当するこどもはいません。しかし、ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまう等、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども・若者本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいため、福祉、介護、医療、教育等の関係者の情報共有・連携により、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなぐ体制の構築を図ります。

ア 児童虐待防止の更なる強化

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
131	児童虐待防止及び支援のための連携強化	要保護児童対策地域協議会を中心に児童相談所を含む関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止、的確な対応に努めます。	こども家庭課 子育て支援課 学校教育課
132	日常的な育児相談機能の充実	あそびのひろば「つくしんぼ」や行政区チャットルーム、役場窓口等で常時相談できる体制を整備し、必要時には関係機関と連携を図り迅速な対応に努めます。	子育て支援課 こども家庭課
133 ★	子育て短期支援(ショートステイ)事業 (No.35 再掲)	保護者の病気などの事情でこどもの養育が一時的に困難になった場合に、こどもを児童養護施設などに入所させ、必要な養育・保護を行います。	こども家庭課
134 ★	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことに努めます。	こども家庭課

No.	施策名	施策の内容	担当課
135 ★	児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業等との委託により、養育環境等に課題を抱える児童等に対して、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。	こども家庭課
136 ★	親子関係形成支援事業	児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	こども家庭課
137	在宅支援の充実	学校と主任児童委員との連携を図り、継続した家庭訪問や学校での支援を行います。また、必要に応じてケース会議を実施し、問題の明確化・共有化を行い、更に個別のニーズに合った支援を展開します。	こども家庭課 福祉課 学校教育課
138 ★	予期せぬ妊娠に悩む妊産婦等への支援	性や妊娠の悩みに対応する知識や予期せぬ妊娠等の相談窓口として県の「福岡にんしん 110 番」などの案内や周知を行います。	こども家庭課 (県事業)
139 ★	児童相談所全国共通ダイヤル「189(いち・はや・く)」等の相談窓口の周知啓発	児童相談所全国共通ダイヤル「189」(通話料無料 24 時間 365 日対応)等、こどものための悩みごと相談窓口について周知・広報に取り組みます。	こども家庭課
140 ★	こども家庭センターの体制強化と機能充実 (No.1 再掲)	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」を設置し、保健、福祉、医療、教育等の関係機関と連携しながら切れ目ない支援を行うため、利用者支援事業等を活用し、体制強化と機能充実を図ります。	こども家庭課

イ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
141 ★	社会的養護を必要とするこども・若者の支援体制の整備	子育て家庭等からの相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携して支援します。また、須恵町要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携を図り要支援児童等を支援します。	こども家庭課 子育て支援課 福祉課

ウ ヤングケアラーへの支援

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
142 ★	ヤングケアラーの実態把握、支援	福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、ヤングケアラーを早期発見・把握できる体制を整備します。また、ヤングケアラーと思われるこどもに対して、こどもの意向に寄り添いながら、家庭全体の支援の観点から支援を推進します。	こども家庭課 子育て支援課 学校教育課 福祉課

第4章 目標と施策

(7) こども・若者の自殺対策の推進、犯罪などからこども・若者を守る取組

誰も自殺に追い込まれることのないよう、SOS の出し方や心の危機に陥った友人等からの SOS の受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、電話や SNS 等を利用した相談体制の整備等、こども・若者の自殺対策を推進します。

こどもが一生に残る傷を負う事件やこどもが生命を失う事故が後を絶たず、こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、こども・若者の生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保し、全てのこども・若者が健やかに成長するための取組を推進します。

ア こども・若者の自殺対策

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
143	こころの相談窓口の周知	こども・若者が相談できる窓口チラシを作成し周知します。	福祉課
144 ★	自殺リスクの早期発見	自殺リスクを含む潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげるため、個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの連携に取り組みます。	子育て支援課 学校教育課 福祉課 こども家庭課
145 ★	自殺予防のための対応	養育環境に課題を抱えた子育て世帯等に対して訪問による生活支援を実施します。また、こどもが、安全で安心して、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できるよう、こどもの居場所づくりを推進します。	子育て支援課 福祉課 こども家庭課

イ こどもが安心してインターネットを利用できる環境整備

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
146 ★	ICT リテラシー向上	こどもがインターネット上の危険・脅威に対応するための能力と、こどもの ICT 活用のためのリテラシー向上を推進します。	学校教育課
147 ★	情報モラル教育の推進	自他の権利を尊重し、ICT 端末等を適切に扱う責任を児童・生徒が自覚できるよう、また、課題に対処するために児童・生徒が自分で考え、解決できるよう指導の充実を図ります。	学校教育課
148 ★	インターネットの適切な利用の普及・啓発	インターネットの利用によって、こども自身が被害者にも加害者にもならないよう、ネットトラブルに関する情報提供やインターネットの適切な利用について、児童・生徒や保護者へ啓発し、学校と家庭が協力しながら取り組みます。	学校教育課

ウ 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
149 ★	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の周知	性暴力被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるように、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の周知を行います。	総務課 (県事業)
150 ★	生命(いのち)の安全教育の推進	学校等において「生命(いのち)の安全教育」を実施します。	学校教育課
151 ★	子ども・若者の人権相談受付窓口の周知	子どもの人権問題を始めとした様々な悩みに関する相談に応じる「子どもの人権 110 番」「インターネット人権相談受付窓口(子どもの人権 SOS-e メール)」「子どもの人権 SOS ミニレター」「LINE じんけん相談」などの周知を図ります。	学校教育課 社会教育課 福祉課 子ども家庭課
152 ★	子ども関連業務従事者の日本版 DBS の推進	「子ども性暴力防止法」に基づいて、教育等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の取組を推進します。	学校教育課 子育て支援課 (国事業)

エ 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

【具体的な取組】

No.	施策名	施策の内容	担当課
153	防犯講習の実施	青少年指導員会において青色防犯パトロール講習の開催や情報交換を行います。	社会教育課 総務課
154	防犯ボランティア活動の支援	校区コミュニティを中心に PTA、地域と連携し、「子ども 110 番の家 ^{※13} 」など、防犯ボランティア活動の支援に努めます。	社会教育課 まちづくり課
155	青少年健全育成のための会議の実施	学校、PTA、子ども会育成会等、関係団体と会議を行い、情報交換を実施します。	学校教育課 社会教育課
156	防犯等に関する情報の提供の促進	ホームページや広報紙、回覧板、防災無線等による防犯情報提供や、福岡県「あんあんネットふくおか」や「ふっけい安心メール」を活用し、防犯情報の提供を推進します。	総務課
157	通学路等における防犯設備の整備推進	地域から要請があったものは、区長と相談しながら、防犯灯の修繕や新設等を行います。	総務課
158	防犯性の高い建物部品、優良防犯機器の普及促進	防犯カメラの設置等について、警察と協力し、民間が行う住宅開発の際に対応を働きかけます。	総務課
159	交通安全教育の実施	各小学校と警察が連携し、自転車交通安全教室を実施します。	総務課 学校教育課

※13 子ども 110 番の家：子どもが「誘拐や暴力、痴漢」などの何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動のこと。

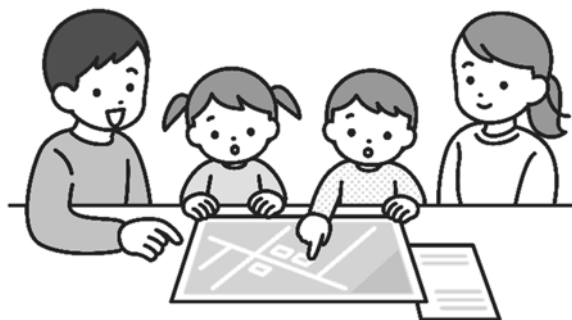
第4章 目標と施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
160	交通安全指導の実施	各行政区に交通指導員を委嘱し、交差点や横断歩道で交通指導・見守りを行います。また、定期的に交通指導員会を開催し、こどもたちの安全確保に向けた意見交換を行います。	総務課
161	歩道整備等の推進	歩行者専用信号機については、地域の要請を受けて随時粕屋警察署へ要望し、協議（公安委員会の許可基準による）のうえ、設置を検討します。	都市整備課
162	生活道路の安全確保の推進	地域の要請を受けて、随時粕屋警察署へ要望し、協議（公安委員会の許可基準による）のうえ、交通規制を実施します。	都市整備課 総務課
163	性、暴力等の有害情報についての関係業界への自主的措置の働きかけ	青少年指導員、少年補導員の協力を得て、有害図書自販機等の見回りや有害図書販売事業者への働きかけを継続して実施します。	社会教育課

オ 非行防止と自立支援

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
164	青少年の非行防止等支援の実施	青少年の非行防止のため、青少年指導員会において、パトロールの実施、違反広告物の撤去作業、学校・地域の関係者と定期的に会議を開催し情報交換などを行います。また、子どもの生活規範指導員の効果的な活用や主任児童委員、民生委員との連携強化により学校だけではなく地域でも積極的に関わっていきます。	社会教育課 学校教育課
165 ★	「社会を明るくする運動」の一層の推進	非行や犯罪に及んだこどもや若者等の再犯の防止について、関係機関と連携して関心と理解を深めるための事業を推進します。	福祉課 社会教育課
166 ★	薬物乱用防止の推進・啓発	関係機関と連携して学校で、薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用防止教育を実施します。	学校教育課



基本目標3 こどもや若者、子育て家庭を支える地域づくり

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児教育・保育の無償化、高等教育の教育段階の就学支援等、幼児期から高等教育段階までの切れ目ない負担軽減を図ります。

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
167 ★	幼児教育・保育の無償化	3～5歳児の保育所、認定こども園、幼稚園の利用料の無償化、0～2歳児の住民税非課税世帯の無償化を継続して実施します。	子育て支援課
168 ★	高等教育費の負担軽減制度の周知	こども3人以上の多子世帯の学生等については、所得制限なく、大学等の授業料・入学金を国が定める一定額まで無償とする制度を周知します。	子育て支援課 学校教育課
169 ★	児童手当の拡充	児童手当について、所得制限をなくし、支給期間を高校生年代まで延長します。また、多子加算を第3子以降3万円とし、支払い月を年3回から偶数月の年6回とします。	子育て支援課
170 ★	医療費の負担軽減	こどもの健康保持及び子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、0歳から中学3年生までの医療費について助成を行い、こどもを安心して産み育てる環境づくりの一層の推進を図ります。	住民課



第4章 目標と施策

(2) 地域の子育て支援、家庭教育支援の推進

本町では、校区コミュニティ施策により、小学校区ごとに地域住民と児童・生徒との交流活動など、地域住民による子育て支援が進められています。また、共生のまちづくり推進協議会の子育て支援部会による「つくしんぼ」の運営や「おもちゃ病院すえ」や読み聞かせボランティアなどの活動が行われています。

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を地域住民とともに推進します。また、保護者が家庭において、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育むための教育ができるよう支援し、保護者の学習の機会の充実や身近に相談相手のいない状況にある保護者を切れ目なく支援します。

【具体的な取組】 ★・・・本計画から新たに位置付けた施策

No.	施策名	施策の内容	担当課
171	教育・保育・子育て支援に関する情報提供の充実 (No.21 再掲)	広報、ホームページ、公式LINE、子育てカレンダー等で情報提供を行います。子育てカレンダーは毎月発行し、出生による児童手当申請者へ直接配布、こども家庭センター等への配架を行います。	子育て支援課
172	こどもの地域行事への参加促進	保育所・認定こども園、小中学校に通っているこどもたちに、地域行事への積極的な参加を促し、地域との交流を促進します。	子育て支援課 学校教育課
173	地域子育て支援拠点事業 (No.30 再掲)	あそびのひろば「つくしんぼ」とわかすぎの杜子育て支援センターで実施しています。親子で参加できるイベントを開催し、こどもだけではなく、親同士の交流の場を提供しています。また、専任の保育士を配置し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。	子育て支援課
174	行政区チャットルーム事業 (No.31 再掲)	育児不安等に関する相談、援助等を行うため、毎月1回、行政区の公民館において地域ボランティアが地域の子育て親子の遊び場や交流の場を提供します。今後、さらに利用者を増やすため、遊びの内容の充実や周知方法を検討していきます。	子育て支援課
175 ★	乳幼児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (No.32 再掲)	令和8年度より、生後6か月から満3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠内で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施します。	子育て支援課
176	学社融合の推進	園・小・中学校、PTA、校区コミュニティ、関係課が連携して、「いきいきネット須恵」を推進し、こどもたちと保護者の切れ目ない様々な教育支援体制の充実を図ります。	学校教育課 社会教育課 子育て支援課
177	公民館等の地域資源を活用した取組の推進	小・中学校の施設や社会体育施設、須恵町文化会館「アザレアホール須恵」、町立歴史民俗資料館、町立美術センター久我記念館等の施設を中心にスポーツ及び文化的事業を展開しながら、子育て支援事業を推進します。	社会教育課

No.	施策名	施策の内容	担当課
178	保育所・認定こども園の地域活動事業の推進	保育所・認定こども園において、イベント等を通じて地域の人たちとの世代間交流、近隣の小中学校、高校との異年齢交流の推進を図ります。	子育て支援課
179	保育所・認定こども園の園庭開放の実施 (No.29 再掲)	町内の認可園において、地域の未就園児とその保護者を対象に園庭開放を実施し、季節に応じた遊びを取り入れながら、園児との交流や保護者同士の交流を図ったり、保育士による育児相談や情報提供を行います。	子育て支援課
180	家庭教育支援事業の充実	「須恵町家庭教育ガイダンス」を保育所・認定こども園の入園・進級時、学校進級時に配布し、効果的な活用を図ります。	子育て支援課 学校教育課
181	スポーツ指導者の育成の推進	みんなのスポーツ研修会兼スポーツ指導者認定研修会を実施し、スポーツに関連する知識と正しい指導育成の方法を身につけ、スポーツを楽しめる環境づくりを進めます。	社会教育課
182 ★	ファミリー・サポート・センター事業	依頼会員と提供会員の相互援助により、子育て支援の地域ネットワークの体制を整えます。また、相互援助がスムーズに行われるように、マッチングや研修会・交流会を実施するとともに、提供会員の確保を行います。	子育て支援課

(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの参画促進

家庭内において、夫婦が相互に協力しながら子育てし、職場や地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。男女ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を利用できる職場環境づくりや男性の家事・育児への参画の意識改革を進め、主体的な参画を社会全体で後押ししていきます。

【具体的な取組】

No.	施策名	施策の内容	担当課
183	仕事と子育ての両立に関する啓発の充実	関係課と連携し、仕事と子育ての両立支援に向けた地域社会全体の支援について、広報やホームページにより啓発します。	子育て支援課
184	男女共同参画に関する教育・広報・啓発の充実	子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くこと、こどもを産み育てることの意義を教育・町広報紙・ポスター・リーフレット等や「あすばる」と連携した出前講座等の実施で啓発していきます。	まちづくり課

第5章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村毎に区域を定め、教育や保育を提供することとなっています。

本町では、町全体で良好な子育て環境をつくっていくという考え方のもと、次の理由で町全体を1つの区域としています。

本町は山岳や大規模河川などで分断されておらず、一体となった地理的条件を有しています。また、県道・町道で町内の各地が結ばれており、社会的なつながりがあります。町内の幼児教育・保育施設は近隣からの利用率は高いものの、町内全域から利用されています。

2 量の見込み及び提供体制の確保方策

(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業

ア 実績（令和6年5月）

（単位：人）

認定区分 利用人数 R6 年 5 月	1号 (3～5 歳)	2号 (3～5 歳)		3号 (0～2 歳)			計
	教育を希望	幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記 以外	保育が必要			
				0 歳	1 歳	2 歳	
幼稚園	67						67
認定こども園 (幼稚園部分)	101						101
認定こども園 (保育所部分)			366	29	63	80	538
保育所			152	16	33	42	243
届出保育施設			14	0	0	5	19
企業主導型 保育施設			16	2	18	12	48
町外施設利用 (※)	24	21	0	0	0	45	
計	192	569	47	132	156	1,061	

(※) 子ども・子育て支援新制度における地域型保育給付の対象となると見込まれるもののみの見込の検討には含めない

イ 量の見込み

① 国のワークシートによる推計

(単位：人)

認定区分 年度別 量の見込み	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
	教育を希望	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	保育が必要			
				0歳	1歳	2歳	
令和7年度 (2025年度)	231	572		169	183	181	1,337
		77	495				
令和8年度 (2026年度)	224	554		168	190	166	1,302
		74	479				
令和9年度 (2027年度)	204	506		169	189	172	1,241
		68	438				
令和10年度 (2028年度)	199	493		171	190	171	1,224
		66	426				
令和11年度 (2029年度)	195	483		170	192	172	1,213
		65	418				

② 現在の利用状況による推計

(単位：人)

認定区分 年度別 量の見込み	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
	教育を希望	幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記 以外	保育が必要			
				0歳	1歳	2歳	
令和7年度 (2025年度)	65	672		50	150	166	1,103
		103	569				
令和8年度 (2026年度)	63	651		49	147	163	1,073
		100	551				
令和9年度 (2027年度)	61	594		48	149	165	1,017
		91	503				
令和10年度 (2028年度)	60	579		48	149	165	1,001
		89	490				
令和11年度 (2029年度)	60	567		47	150	166	990
		87	480				

認定区分の内訳 1号：教育を希望することも（3～5歳）
2号：保護者の就労等を理由に保育が必要なこども（3～5歳）
3号：保護者の就労等を理由に保育が必要なこども（0～2歳）

国のワークシートによる推計では過大な数値が見込まれるため、現在の利用状況による推計から見込みます。特に次の点を考慮して算出しています。

■ 現在の利用状況による推計方法

① 1号	ニーズ調査によるワークシートでは、多く算出されるため、これまでの実績、園児数の推計、施設利用率に基づいて算出しています。
② 2号	ワークシートでは、「幼児期の学校教育の利用希望が高い」、「左記以外（保育）」の数値が少なく算出されるため、これまでの実績等に基づいて算出しています。
③ 3号 0歳	ワークシートでは、利用希望に基づき多く算出されていますが、0歳児の利用は、育児休業の取得により、育児休暇取得者の3割程度となっているため、これまでの実績等に基づいて算出しています。
④ 3号 1歳・2歳	ワークシートでは、実際の利用状況より多く算出されているため、これまでの実績等に基づいて算出しています。

ウ 確保の方策

教育・保育の見込みと確保の方策は、次の通りです

■教育・保育の量と確保の方策（令和7年度）

（単位：人）

年度別 量の見込み		認定区分	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
			教育を 希望	教育の利用 希望が強い	左記 以外	保育が必要			
						0歳	1歳	2歳	
量の見込み			65	103	569	50	150	166	1,103
確保 の方策	認定こども園（幼稚園部分）		65						65
	認定こども園（保育所部分）			120	515	30	82	114	861
	保育所				147	23	33	37	240
	届出保育施設								
	企業主導型保育施設				16	7	11	11	45
	町外施設利用								
	合計		65	120	678	60	126	162	1,211
確保数－量の見込み			0	17	109	10	-24	-4	108

■教育・保育の量と確保の方策（令和8年度）

(単位：人)

年度別 量の見込み		認定区分	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
			教育を 希望	教育の利用 希望が強い	左記 以外	保育が必要			
						0歳	1歳	2歳	
量の見込み			63	100	551	49	147	163	1,073
確保 の方策	認定こども園（幼稚園部分）		65						65
	認定こども園（保育所部分）			120	515	30	100	132	897
	保育所				147	23	33	37	240
	届出保育施設								
	企業主導型保育施設				16	7	11	11	45
	町外施設利用								
	合計		65	120	678	60	144	180	1,247
確保数－量の見込み			2	20	127	11	-3	17	174

■教育・保育の量と確保の方策（令和9年度）

(単位：人)

年度別 量の見込み		認定区分	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
			教育を 希望	教育の利用 希望が強い	左記 以外	保育が必要			
						0歳	1歳	2歳	
量の見込み			61	91	503	48	149	165	1,017
確保の方策	認定こども園（幼稚園部分）		65						65
	認定こども園（保育所部分）			120	515	30	100	132	897
	保育所				147	23	33	37	240
	届出保育施設								
	企業主導型保育施設				16	7	11	11	45
	町外施設利用								
	合計		65	120	678	60	144	180	1,247
確保数－量の見込み			4	29	175	12	-5	15	230

第5章 事業計画

■教育・保育の量と確保の方策（令和10年度）

（単位：人）

年度別 量の見込み		認定区分	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
			教育を 希望	教育の利用 希望が強い	左記 以外	保育が必要			
						0歳	1歳	2歳	
量の見込み			60	89	490	48	149	165	1,001
確保 の方策	認定こども園（幼稚園部分）		65						65
	認定こども園（保育所部分）			120	515	30	100	132	897
	保育所				147	23	33	37	240
	届出保育施設								
	企業主導型保育施設				16	7	11	11	45
	町外施設利用								
	合計		65	120	678	60	144	180	1,247
確保数－量の見込み			5	31	188	12	-5	15	246

■教育・保育の量と確保の方策（令和11年度）

（単位：人）

年度別 量の見込み		認定区分	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
			教育を 希望	教育の利用 希望が強い	左記 以外	保育が必要			
						0歳	1歳	2歳	
量の見込み			60	87	480	47	150	166	990
確保 の方策	認定こども園（幼稚園部分）		65						65
	認定こども園（保育所部分）			120	515	30	100	132	897
	保育所				147	23	33	37	240
	届出保育施設								
	企業主導型保育施設				16	7	11	11	45
	町外施設利用								
	合計		65	120	678	60	144	180	1,247
確保数－量の見込み			5	33	198	13	-6	14	257

(2) 地域子ども・子育て支援事業

ア 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込み】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1

【提供体制の確保方策】

現在の「こども家庭センター型」による事業を今後も継続して実施します。

イ 延長保育事業

2・3号認定子どもに対し、通常の利用時間帯以外の時間に、保育所や認定こども園等において保育を実施する事業です。

【量の見込み】

これまでの利用状況から見込みます。

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	延人数	人	8,971	8,732	8,323	8,211	8,137
	実人数	人	547	533	508	501	496
確保方策	延人数	人	8,971	8,732	8,323	8,211	8,137
	実人数	人	547	533	508	501	496
	施設数	か所	6	6	6	6	6

【参考】

■実績（令和6年度は見込みです。）

		単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績	延人数	人	7,370	7,722	7,459	6,305	6,305
	実人数	人	-	-	-	385	385

【提供体制の確保方策】

認定こども園4か所、保育所2か所で実施します。

第5章 事業計画

ウ 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に小学校の教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

【量の見込み】

これまでの利用率の平均（令和2年度～令和5年度）を児童の推計人口に乗じて算出します。

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量 の 見 込 み	1年生	人	148	145	138	136	135
	2年生	人	108	105	100	99	98
	3年生	人	58	56	54	53	52
	4年生	人	28	27	25	25	25
	5年生	人	5	5	5	5	5
	6年生	人	2	2	2	2	2
	計	人	349	340	324	320	317
確保 方策	実人数	人	337	337	337	337	337
	施設数	か所	3	3	3	3	3
	支援単位	単位	5	5	5	5	5

【参考】

■実績

(※各年、5月1日、但し、令和6年は10月1日)

	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
1年生	人	111	110	128	131	162
2年生	人	92	92	74	89	91
3年生	人	38	57	48	43	48
4年生	人	24	17	21	26	1
5年生	人	2	6	4	5	2
6年生	人	1	2	2	3	0
計		268	284	277	297	328

【提供体制の確保方策】

第1小学校、第2小学校、第3小学校の各小学校で実施し、提供体制の維持に努めます。

エ 子育て短期支援（ショートステイ）事業

保護者の病気などの理由により家庭において養育を受けることが困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な養育・保護を行う事業です。

【量の見込み】

これまでの実績（令和5年度）と国の手引きによる算出方法を勘案しています。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	70	168	168	168	168
確保 方策	延べ人数	70	168	168	168	168
	施設数	3	3	3	3	3

【参考】

■実績（令和6年度は見込みです。）

	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績	人日	0	0	0	52	70

【提供体制の確保方策】

町外の児童養護施設において、ニーズに応じた供給体制の確保に取り組めます。



オ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

【量の見込み】

これまでの実績と今後の出生数から見込みます。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人	222	222	222	222	222
確保方策	人	222	222	222	222	222

【参考】

■実績 (令和6年度は見込みです。)

	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績	人	257	219	248	222	222

【提供体制の確保方策】

保健師等が訪問し、育児に関する相談、子育て支援の情報提供を行います。

カ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する指導や助言などを行うことにより家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込み】

これまでの実績と今後の出生数から見込みます。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人	132	132	132	132	132
確保方策	人	132	132	132	132	132

【参考】

■実績

	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績	人	52	95	85	61	132

【提供体制の確保方策】

支援が必要な家庭を保健師等が訪問し、育児・栄養指導等を行います。

キ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て支援等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【量の見込み】

令和7年度から事業実施に向けての検討を進めていく予定です。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	144	144	144	144	144
確保方策	人日	144	144	144	144	144

ク 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。さらに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【量の見込み】

令和10年度から事業実施に向けての検討を進めていく予定です。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人	0	0	0	20	20
確保方策	人	0	0	0	20	20

第5章 事業計画

ケ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、講義やグループワーク、ロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設けることにより、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

【量の見込み】

令和8年度から事業実施に向けての検討を進めていく予定です。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人	0	10	10	10	10
確保方策	人	0	10	10	10	10

コ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が集まり、仲間づくりや交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供・助言、その他の支援を行う事業です。

【量の見込み】

これまでの実績、及び、今後の児童数の推計から見込みます。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人回	6,661	6,483	6,180	6,093	6,041
	人回/月	555	540	515	508	503
確保方策	か所	2	2	2	2	2

【参考】

■実績（令和6年度は見込みです。）

	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績	人回	5,120	4,782	5,693	5,911	5,911

【提供体制の確保方策】

あそびのひろば「つくしんぼ」、わかすぎの杜子育て支援センターで実施します。

サ 一時預かり事業（在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

教育時間の前後や長期休業日等に、認定こども園に在籍する1号認定子どもを一時的に預かる事業です。

【量の見込み】

これまでの利用実績、及び、今後の児童数の推計から見込みます。

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見 込 み	1号認定	人日	1,486	1,446	1,378	1,360	1,347
	2号認定	人日	0	0	0	0	0
	計	人日	1,486	1,446	1,378	1,360	1,347
確保方策		人日	1,486	1,446	1,378	1,360	1,347
		か所	4	4	4	4	4

【参考】

■実績（令和6年度は見込みです。）

	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
1号認定	人日	39	571	1,503	1,571	1,571
2号認定	人日	0	0	0	0	0
計	人日	39	571	1,503	1,571	1,571

【提供体制の確保方策】

町内の認定こども園4か所と町外の認定こども園において実施します。

シ 一時預かり事業（在園児対象型を除く）

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間において、認定こども園や幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【量の見込み】

令和2年度から令和5年度まで実績がないため、見込みは無しとしています。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
確保方策 (一時預かり)	人日	0	0	0	0	0

第5章 事業計画

ス 病児保育事業等

病院や保育所に付設された専門スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業です。

【量の見込み】

これまでの実績、及び、今後の児童数の推計から見込みます。

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み		人日	56	54	52	51	50
確保 方策	病児病後 児保育	人日	56	54	52	51	50
		か所	1	1	1	1	1

【参考】

■実績（令和6年度は見込みです。）

	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績	人日	18	14	37	55	55

【提供体制の確保方策】

須恵町、宇美町、志免町の3町で実施している病児保育の利便性の向上を図るとともに、利用ニーズが高まっているため実施箇所を増やす検討を行います。

セ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生などのこどもがいる保護者を対象として、子育ての手助けをしてほしい人と、手助けをしたい人がそれぞれ会員となり、地域の中で育児の相互援助活動を行う事業です。

【量の見込み】

令和7年度から実施予定です。

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	未就学児	人日	40	50	70	70	70
	小学生	人日	10	20	30	30	30
確保 方策	未就学児	人日	40	50	70	70	70
	小学生	人日	10	20	30	30	30

ソ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

【量の見込み】

これまでの実績と今後の出生数から見込みます。

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	対象者数	人	323	323	323	323	323
	健診回数	人回	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550
確保方策		人回	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550

【参考】

■実績 （令和6年度は見込みです。）

	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
受診人数	人	405	367	370	328	323

【提供体制の確保方策】

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を交付し、受診を勧奨し、妊娠期の母子の健康保持の推進を図ります。

タ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園、幼稚園及び保育所に対して保護者が支払うべき副食材料費、日用品及び文房具その他の教育及び保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に関する費用等を助成する事業です。

【提供体制の確保方策】

実施予定はありません。

チ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業で、新規参入施設等への事業経験者の巡回支援や、健康面・発達面の特別な支援が必要なこどもへの職員加配を行います。

【提供体制の確保方策】

国の子ども・子育て支援交付金を活用し、健康面・発達面の特別な支援が必要なこどもに対する私立認定こども園職員加配の経費補助を実施し、引き続き、特定教育・保育施設等の運営を支援し、子育て支援環境の充実に努めます。

ツ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関等の専門性強化と、関係機関相互の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【提供体制の確保方策】

令和7年度から実施予定です。

テ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

【量の見込み】

これまでの実績と今後の出生数から見込みます。

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	妊娠届出数	件	323	323	323	323	323
	面談回数 (2回は必須)	回	2	2	2	2	2
	面談等実施 合計回数	回	646	646	646	646	646
確保方策		回	646	646	646	646	646

【提供体制の確保方策】

こども家庭センターの保健師等が、妊娠届出時、妊娠8か月頃（希望者等）、出産後に面談を行います。

ト 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等を利用していない満3歳未満の児童を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間の利用可能枠の中で保育を提供します。

【量の見込み】

ニーズ調査結果、必要受入れ時間数、必要定員数を検討して見込みます。

① 0歳児

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	延べ利用 人日	人日	—	2	2	2	2
確保の方策	延べ利用 人日	人日	—	0	0	0	0

② 1歳児

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	延べ利用 人日	人日	—	2	2	2	2
確保の方策	延べ利用 人日	人日	—	2	2	2	2

③ 2歳児

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	延べ利用 人日	人日	—	2	2	2	2
確保の方策	延べ利用 人日	人日	—	2	2	2	2

【提供体制の確保方策】

令和8年度より全自治体で実施することとなっており、利用者のニーズの把握を行い、実施に向けた体制整備に努めます。

ナ 産後ケア事業

産科退院後に支援が必要な母子を対象に、ショートステイやデイサービスの利用を通じて、母親の心身のケアやサポートを行う事業です。

【量の見込み】

過去のデイサービスの利用数をもとに、全産婦数あたりの利用見込産婦数を算出し、これに推計産婦数を乗じて算出します。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	延べ利用人日 (人日/年)	13	13	13	13	13
確保の方策	延べ利用人日 (人日/年)	13	13	13	13	13

【提供体制の確保方策】

本事業の周知を行い、利用しやすい体制の整備に努めます。



第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

本計画は、こども・若者のための総合的な計画として、福祉分野だけではなく、保健・医療・教育・雇用・生活環境など多岐の分野にわたっているため、庁内関係課の連携を図るとともに、国・県や関係機関との連携をさらに強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画において、こどもや若者・子育て家庭への支援をより効果的に推進するためには、家庭や地域、学校、職場、その他の社会のあらゆる分野におけるすべての人々が、こども・若者支援の重要性に対する理解を深め、関心を持って協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。全てのこどもや若者が身体的、精神的、社会的に幸せな生活を送ることができる社会の実現に向けて、こども・若者のいる家庭や子育て支援に携わる人だけではなく、地域全体でこどもや若者を見守り、子育てを支え合う体制づくりを推進します。

2 計画の評価・見直し

本計画（Plan）の推進にあたっては、こども・若者や子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の施策動向等の様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応していくことや計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要です。

そのため、本計画に基づく事業については、子ども・子育て会議において毎年度、点検、評価、見直しを行い、改善を図ることで着実な推進に努めます。

また、本計画の内容や進捗状況については、本町のホームページや広報紙への掲載等、様々な機会を捉えて、町民への広報を行い、町民の理解を促していきます。

3 目標指標

国の「こども大綱」において位置づけられている「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標及びこども・若者、子育て当事者の状況等を把握するための指標を踏まえ、計画最終年度の目標値を定めます。なお、子どもの貧困対策計画調査等のアンケート調査によって把握する指標については、次期計画策定時に調査を行うこととします。

第6章 計画の推進にあたって

(1) 「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

番号	項 目	年代	現状値 令和 5 年 (2023 年)	目標値 令和 11 年 (2029 年)	出 典
1	「生活に満足している」と思うこども・若者の割合	小学生	73.4%	90%	子どもの貧困対策 計画調査
		中学生	64.2%	75%	
2	「今、幸せだ」と思うこども・若者の割合	15～39 歳	87.5%	95%	子ども・若者計画 調査
3	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	15～39 歳	63.9%	75%	子ども・若者計画 調査
4	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	15～39 歳	64.9%	80%	子ども・若者計画 調査

(2) こども・若者、子育て当事者の状況等を把握するための指標

番号	項 目		現状値 令和 5 年 (2023 年)	目標値 令和 11 年 (2029 年)	現状値出典
1	こどもの貧困率		9.3%	11.5% ※1	子どもの貧困対策 計画調査
2	電気、ガス、水道料金の未払い経験	電気	3.4%	減少	
		ガス	2.5%	減少	
		水道	3.2%	減少	
3	食料又は衣服が買えない経験	食料	7.0%	減少	
		衣服	9.9%	減少	
4	安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合	15～39 歳	99.3%	100%	子ども・若者計画 調査
5	いじめの重大事案の発生件数		0 件	0 件	教育委員会資料
6	不登校児童生徒数	小学生	86 人	減少	教育委員会資料
		中学生	106 人	減少	
7	50 歳時点の未婚率	男性	26.2%	減少	国勢調査（R2）
		女性	14.9%	減少	
8	ひとり親世帯の電気、ガス、水道料金の未払い経験	電気料金	6.9%	減少	子どもの貧困対策 計画調査
		ガス料金	6.9%	減少	
		水道料金	8.6%	減少	
9	ひとり親家庭の食料又は衣服が買えない経験	食料	10.4%	減少	子どもの貧困対策 計画調査
		衣服	22.4%	減少	

※1：国の現状値（出典：こども大綱）

※2：目標値を「減少」としている項目については、令和5年の現状値より減少することを目指します。

資料編

1 須恵町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 24 日

須恵町条例第 18 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、須恵町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(改正(令 6 条例第 13 号))

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(改正(令 6 条例第 13 号))

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

資料編

(関係者の出席)

第7条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和6年6月14日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 須恵町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

No.	氏 名	会議役職	選出母体	任 期
1	長 澤 貢 多	会長	教育委員会委員	
2	今 村 桂 子	副会長	町議会議員	令和5年12月1日～ 令和6年11月22日
	男 澤 一 夫			令和7年1月1日～
3	安河内 昭夫		主任児童委員	
4	友納 壽美男		校区コミュニティ代表(すこやかコミュニティ会長)	
5	久家 ひとみ		共生のまちづくり 子育て支援部 会長	
6	吉 岡 賢 治		区長会(城山区長)	
7	堤 一 浩		小中学校長代表(第一小学校長)	
8	古賀 美佐子		須恵みなみ幼稚園長	
9	中 川 志 織		私立園長(わかすぎの杜保育園長)	
10	百 田 敦		小中学校 PTA 連絡協議会	令和5年度
	矢 野 裕 児			令和6年度
11	有 田 友 紀		須恵みなみ幼稚園保護者	
12	白 水 婦 美		福祉課 課長補佐	
13	藤 川 将 晃		学校教育課 課長補佐	
14	古 川 幸 子		こども家庭課 係長	

3 須恵町子ども・子育て会議審議経過

期 日	内 容
【第1回子ども・子育て会議】 令和5年12月22日	・子ども・子育て会議について ・子ども・子育て支援事業計画策定について ・今後の予定について
【第2回子ども・子育て会議】 令和6年3月21日	・子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査等について ・今後の予定について
【第3回子ども・子育て会議】 令和6年8月7日	・子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ等調査結果について ・計画策定に向けてのスケジュール
【第4回子ども・子育て会議】 令和6年9月18日	・第3期子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
【第5回子ども・子育て会議】 令和6年12月18日	・第3期子ども・子育て支援事業計画の素案について
【第6回子ども・子育て会議】 令和7年2月12日	・第3期子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和7年2月17日～ 令和7年2月28日	パブリックコメントの実施
【第7回子ども・子育て会議】 令和7年3月25日	・第3期子ども・子育て支援事業計画の素案について

4 関係法令等

名 称	内 容
子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約)	子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中全てのこどもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。この条約は、こども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。こどもが大人と同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めています。 条約では、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つが、基本的な柱とされています。
こども基本法	こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが健やかに成長することができ、こどもの心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進することを目的としています。 こども施策は、以下の6つの基本理念をもとに行われます。 ① すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。 ② すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。 ③ 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。 ④ すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。 ⑤ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。 ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。
こども大綱	こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。
子ども・子育て支援法	日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人のこどもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とします。

第3期須恵町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 須恵町 子育て支援課

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵 771 番地

TEL 092-932-1151（代表）

第3期

須恵町

**子ども・子育て
支援事業計画**